

令和 3 年

大蔵村議会会議録

第 4 回定例会 1 2 月 9 日 開 会
1 2 月 1 0 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和3年12月9日（木曜日）

第4回大蔵村議会定例会会議録

（第1日目）

令和3年12月9日（木曜日）

出席議員（10名）

1番	芥藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	矢口真二郎君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	滝沢恒彦君
診療所事務長	小野秀司君
住民税務課長補佐	中島輝美君
地域整備課長補佐	早坂健司君
教育課長補佐	羽賀明美君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

東 谷 英 真 君

議事日程 第1号

令和3年12月9日（木曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

第4 請願第6号 村道熊高・桂線 熊高地内の道路整備に関する請願

第5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第4回大蔵村議会12月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部及び議員の皆様には、公私共に何かと御多忙中のところ本定例会に御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案につきましては、加藤村長から提案理由の説明がありますので、議員の皆様におかれましては円滑に議事が進められ、適正妥当な議決が得られますようお願い申し上げます。

皆様には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回大蔵村議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番長南正一議員、1番斉藤光雄議員の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会を開催し、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は、本日12月9日から12月10日までの2日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日12月9日から12月10日までの2日間と決定いたしました。

ここで、12月定例会を始めるに当たり村長から挨拶がありますのでお願いします。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 改めましておはようございます。

令和3年大蔵村議会第4回12月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、御多忙中にもかかわらず御出席をいただきました議員の皆様方、大変御苦労さまでございます。また、今日は傍聴の方々はお見えになっていないようではありますが、徐々に見えられるのかなと思っているところであります。

本格的に雪が降り始めるとされる頃でありますけれども、二十四節気の一つである大雪が過ぎたにもかかわらず、例年になく気温の暖かい日が続いております。この冬が降雪が少なく、穏やかな冬となることを願っているところでございます。

さて、皆様方既に御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症については国内での感染者数が減少し、人の流れも徐々に増加傾向となり、観光産業においても明るい兆しが見え始めたところでございましたが、オミクロン株といった変異ウイルスが新たに確認され、回復傾向にあった地域経済に水を差すという状況となっております。幸いにして、本村では昨年の感染確認以来、村民皆様方の御努力により感染者は確認されておりませんが、国の方針である3回目のワクチン接種に向け、本村においても年明けの1月30日から前回と同様に集団接種を実施すべく、入念に準備を進めているところでございます。

また、観光産業とともに本村の基幹産業の双璧をなす農業においては、本年米価が下落し、農家経営に大きな打撃となりました。こうした事態を受け、村として農家の皆様の営農意欲維持とともに、再生産への支援を行ってまいりたいと考えます。さらに、農家経営を支える収入保険への加入促進についても、今後の課題として議員皆様方に御相談申し上げながら支援してまいりたいと思っているところであります。

本議会には、こうした課題に対する事業などを盛り込んだ予算関連議案や、条例の一部改正など16議案を御提案させていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

国においては、このたびの補正予算や令和4年度の当初予算において様々な施策を盛り込み、地域経済や国民生活への支援が図られるものと思います。村として、そうした支援策が各個人や事業者にも速やかにお届けできるよう、意を配してまいる覚悟でございます。

師走を迎え、気ぜわしい時期かと思えます。また、新型コロナウイルス感染症についても今後長い期間にわたって注視していく必要があると考えております。今後とも気を緩めることなく、議員皆様方に御相談を申し上げながら拡大防止策とともに村の経済対策にも真摯に対応してまいりますので、よろしくお願いを申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） ちょっと休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（鈴木君徳君） 会議を始めます。

日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、諸報告に入ります。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承お願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

日程第4 請願第6号 村道熊高・桂線 熊高地内の道路整備に関する請願

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、請願第6号村道熊高・桂線熊高地内の道路整備に関する請願を議題といたします。

本日まで受理した請願は、お手元に配付している請願の写しのとおりであります。

この請願については、会議規則第92条の規定により、産業建設常任委員会に付託いたしますので、報告いたします。

日程第5 一般質問

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで7名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

7番佐藤 勝君。

〔7番 佐藤 勝君 登壇〕

○7番（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

今日から12月の定例会ですけれども、先ほど議長が申されたとおり7名の一般質問がございます。執行部、村長、大変長時間でありますけれども、頑張ってくださいますようお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

私は、山間地域の現状をどう見ているかということで村長に質問します。

これは、全国的な現象であり、大蔵村に限った問題ではありませんが、村内に点在する集落には、集落の維持はもちろん、数年後には消滅の危機に直面している集落が多くなることが予想されます。

数年前まではまだそうでないかなという予想されるという段階でありましたが、現在はそれが現実になくなったように思われます。年を追うごとに他市町村への移転や、地域住民であっても高齢者のみの家庭や独り暮らしの高齢者のみの家族が多く、集落の維持はもちろん、自分の家庭の維持さえも難しいのが現実であります。

また、予想はされていたことではありますが、子供たちの減少による保育所や学校の閉校により、地域の活性化は皆無という悪条件が重なり、集落は消滅への道の予想をはるかに超えて加速しています。

私は以前からこの問題を取り上げ、何回も質問していますが、真剣な議論がないまま現在の状況になっています。このことは非常に難しい問題であり、すぐに結論が出るとは思いませんが、だからこそ真剣に議論し、早急に道筋を示すべきであると思います。世の流れに任せて、楽観できる問題ではありません。

そんな中ですけれども、ごく少数ではありますが、自分の生まれた集落に愛着を持ち、何とか生き残るために必死になって頑張っている若者がいることも事実であり、この貴重な財産には十分な支援と育成が大切であると思います。

減少するのは人口と若者、増えるのは高齢者と空き家、さらに言えば耕作放棄地という現状を村長はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「山間地域集落の現状をどう見る」という佐藤 勝議員の質問にお答えをいたします。

まず、質問の内容から長文になるという答弁ですけれども、それを御理解いただきたいと思っております。

この現状は、山間地集落だけの問題ではなく、日本国のごく一部の大都市地域を除き、全ての地域で見られるものであります。例えば、東京のど真ん中で、子供の数が激減したことによる学校が廃校になる、また廃屋の増加、さらに高齢化に歯止めがかからず、老人だけの独り世帯や老夫婦だけの世帯が増えているという地域があるということでもあります。そういったこと

で、議員もおっしゃってございましたけれども、日本全体が抱えている非常に深刻な大事な問題だと捉えてございます。

話は変わりますけれども、佐藤議員はこれまで長きにわたり各種役職、民生児童委員、農協理事、地区代表、体育指導員、村議会議員などを経験されてまいりまして、自分の生まれ育った集落の移り変わりを目の当たりにし、自分の努力や思いが歯止めとならなかったこと、全てがならないというわけではなく、やはり自分の思いと必ずしも一致しなかったことがあると捉えていただきたいと思います。あるいは、村の施策に対する疑問、そういったことが入り混じって、やむにやまれぬ思いでこの質問をされたのではないかと私は感じたところでありました。

議員御自身がおっしゃってございますけれども、すぐに結論が出るものでもありません。ですけれども、私が思うにこういった方向性、あるいはこういったすぐには解決できないことであっても、こういった一般質問ですということ、それがまさにこの一般質問の醍醐味、あるいは真意かなと捉えているところでもあります。そういうことで、私も本音ということで答えさせていただければと思っているところでもあります。

そういったことで、努力とか方策を考えないで話ではできませんが、今までもいろいろな対策や事業は実施をしてまいりました。これからも、村が存在する限り、役場で、議会で、村民が一緒になって自分たちが暮らす、そして生活する場として話し合い、議論し合い、それを具現化していかなければならないと考えてございます。改めてこの問題を取り上げていただいたことに感謝を申し上げたいと思っております。

ただ、この問題は、御自身もおっしゃっているとおり、役場だけでは解決できるものではなく、役場で実施している全ての事業に関わりがあると思います。つまり、国や県、全ての関係機関、世の中全てと関わり合いがあるということです。ですけれども、それをもってしても今の現状、それをすぐに解決するということは不可能だと考えてございます。でも、変えられるところから変えて、幾らかでもよくなるように話し合い、実践していきたいというのが私の思いであります。

さて、佐藤議員からは何度か同様の質問をいただき、その都度お答えしており、答弁が重複する部分があるかと思いますが御了承をお願いいたします。

全国的に人口減少が議論されている中、大蔵村のみならず県内の市町村全体が同様の傾向にあり、対策が急務となっております。また、中山間地域の農業についても担い手不足が集落維持に直結した大変大きな課題となっております。

村の現状も、家の新築や子供、孫の進学タイミングで、世帯の転出や後継者世代の転出な

ど様々な選択をされる方も増加し、核家族化が進んでおります。さらに、年齢を重ね体力的に生活が難しくなったときに子供たちの元に転出していかれる方のお話もよく耳にいたします。こうした人口流出の中で、空き家の増加や集落の高齢化が一層集落の衰退に拍車をかける要因の一つと言えます。

近年、若い方々を中心に大蔵村を離れたくないとの思いを持ちつつも、子育てや通勤に便利な環境を求め、村の中心部に住宅を建築する世帯が見られるようになりました。こうした動きに対する支援も必要なこととされているところではあります。

一方、議員御意見のように、人口減少、高齢化の進行により集落の維持が困難な状況に陥っていることや、空き家、耕作放棄地なども大きな課題となっております。こうした地域は水や食料の供給、洪水などの自然災害の防止、森林による地球温暖化の防止などの重要な役割を担っている地域であります。

これまでの対応としては、都市部との生活における格差是正といった観点から、条件不利を是正して一定の生活水準を確保するため道路や交通手段、情報等の生活基盤などの対策を重点に行ってきたところでございます。また、地域の自立に向けた住民の主体的、自主的な活動を促すための施策も実施してきたところでございます。決して世の流れに任せ、看過してきたものではございません。しかし、そうした対応策を実施してきたにもかかわらず、過疎化に歯止めをかけることができなかつたのもまた事実であります。

国においては、過疎地域集落の再編整備等の支援事業も予算化されており、全国的には季節居住団地整備や集落等の移転事業も実施されております。こうした事業は、地域の方々の主体的な意思決定が不可欠であります。

まずは、地域づくりの主役である住民の方々が主導して集落の将来像について考えていただくことが重要であります。あわせて、集落にとって一番身近な行政である村として、集落の在り方について地域の方々と共に考えてまいりたいと思います。

さらに、議員からは自分の生まれ育った土地で生き残りをかけて頑張っている若者に対する支援と育成が必要との意見をいただきました。私も同様の考えを持っております。村としても、議員皆様方の御理解をいただき、平成22年に農業後継者自立支援に関する条例を制定し各種支援策を実施しておりますが、時代の流れに合わせた改正も視野に、必要な支援を的確に行ってまいります。

人口減少、高齢化、集落の維持などの課題は、全国的な課題となっております。一朝一夕に解決できる課題ではございませんが、これまで同様、過疎対策事業債などの国の施策を活用し

ながら地道に取り組んでまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 答弁ありがとうございました。

今までのこの質問に対する答弁とちょっと様子が違って、正直面食らっているくらいです。深い考え方を感じました。深くなったついでに、もうちょっと深くしたいと思いますので、改めて質問したいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、私はこの問題で過去2回質問しています。まず、集落の崩壊、つまり限界集落の問題、空き家の再活用及び処理の問題、耕作放棄地の活用問題、高齢者のための集合住宅の建設に関する問題、特にこの問題に関しては私以外にも各議員の質問がありました。また、空き家の問題は多く質問がありましたけれども、何となくブームが去ったように誰も気にしなくなりました。いずれの問題も、質問が終わればそれでよし、答弁が終わればそれでよしというような形態に終わっているように感じます。一方で、役場庁舎や公共施設移転、新規道路の開設、農業基盤の整備など積極的に推進しています。このことに関しましては、これは村の将来を見つめた場合避けることのできない事業であり、予算や計画、規制などの関係で思うようにはいかない面もあると思いますが、できるだけ早く事業の完成を願うものであります。

しかしながら、これらの事業に該当しない地域や住民の将来はどうなるのか。年を追うごとに不安が増します。誤解がないよう申し上げておきますけれども、私は行政批判しているわけではないですから、提言しているわけですから誤解ないようにしてください。

この問題、今やっている問題で一番嫌な思いをするのは、多分村長じゃなかろうかと思えます。誰でもそうですけれども、こういう問題はお金やあれで解決できる問題じゃないし、できれば避けて通りたい難しい問題なんです。だからこそ、私はこれから村長の指導力と実行力、これが一番大切だと思いますが、再度村長の意気込みをお知らせください。お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほどの1回目の質問で答弁しましたけれども、そのときも申し上げましたけれども、佐藤議員についてはいろいろな役職を経験されて、そして地元で頑張っている人として、議員として提言をするというようなこと、本当に一般質問らしい一般質問だなと感じたところであります。この場は、施策をお互いに話し合う場として、そしてそれをこの場でももちろん解決できるわけではありませんけれども、それを持ち帰り、おのおの議会で、あるい

は執行部の中で、役場の中でそれを具現化していくということが一番大事なことかと思えます。先ほど、これも申されておりますけれども、一般質問の質問をすれば、あるいは答弁をすればそれで終わり、これはとんでもない話であります。今まで、私は一般質問されたことに対して真摯に答え、そしてそれに近づけるべく、実施できるべくいろいろな条件をクリアしながらやってきたつもりであります。ですから、決して適当にごまかすとかそういうことではないので、その点も私は釈明をさせていただきたいと思えます。

それで、いろいろなことがありましたけれども、当然、その時々、あるいは今も継続して、当然その解決のために努力はしてございます。私一人だけではなくて、常に職員の方々に申し上げ、それを担当部署で詰めていただき、予算化をし、できるものでできないもの区分けしながら現在に参っております。それで、私がこれから特に重視をしてやっていく、努力をしてやっていきたいということは、やっぱり子育てだと思っています。これから大蔵村を背負っていく、あるいは大きく言えば日本を背負っていくその子供たちの育成といいましょうか、言葉がちよっとうまくありませんけれども、成長を見守る、それについてはしっかりといろいろなアドバイスをしながらその成長を助けていく、そのことかと思えます。その中で、この前も大蔵中学校で美しい村プロジェクトの発表がございました。それを聞きながら、私はいつも子供たちに感謝を申し上げているところであります。当然、経済的なこと、あるいは大人としての考え方とは違うところがたくさんございます。ただ、私たちが普通考えつかないようなこと、そのヒントをいただいているということ、そこから私ども大人がそういった実際にそれを具現化できるための手助け、あるいはヒントをいただいたと思っております。ですからそれを全て真に受けるというか、そうではなくて、そのヒントをいただいたその中から大蔵村の歩むべき道、あるいはいろいろな事業をするそのポイントが私はいただけるのではないかなということを期待してございます。

それから、必ずしも大蔵村でその子供たちが成長して職あるいは定住をしなくても、自分のふるさとを誇りに思ってもらう、あるいは仕事の関係で何らかの形で、あるいは家庭事情で大蔵村に帰ってくる、そういったことも全て含めて、やはり子供たちには惜しみない予算の使い方をしていきたいなと思っています。そういうことで、子供というものを核として、いろいろな世代が村の中で一緒になって頑張れる、そういうことをこれから特に進めていければ私は考えているところです。

一端だけ申し上げましたけれども、長くなりますのでこの辺で私の答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 村長の指導力と実行力ということを質問したんですけれども、ある程度の自分の意思を答弁していただけたと私は思っておりますが、もう少し、できれば枠を超えた答弁も欲しかったんですけれども、それはそれでいいです。

急に話変わって申し訳ないんですけれども、先日行われた国政選挙に立候補した候補者の公約など新聞で全部読んでみましたけれども、どの公約もほとんど同じで、第一にコロナ、次に経済、外交、福利厚生、農業問題など、ほとんど同じでした。実は、公約には全部書いていますけれども、実際に運動中に有権者に話すことは、全てコロナ、災害復旧くらいでした。これはやっぱり選挙ですから、票が集まらなきゃどうしようもないので、皆さんが興味を持っているものを優先的にしゃべるのは当然であります。

そこで、私は考えたんですけれども、街頭演説や宣車が回って走るとき、大体通りで、演説会場で待っているのはほとんど高齢者なんですよ、寒いところ立って待っているのは。その中で言うことはコロナと災害復旧だけ。その宣車の移動期間、しゃべることもない移動期間の間に宣車の中から、我々は見えたんですけれども、耕作放棄地とか空き家見えるはずなんですけれども、そのことは一切語らない。で、また不思議なのは、見えるはずのないコロナの菌が見えるんです、国会議員には。だから、見えるからしゃべったんだと思います。

話がずれたついでですけれども、村長、ちょっと頭痛いと思いますけれども聞いていただきたいと思います。私は常に行政には太陽と水の部分があると私は思っています。例えば、太陽の部分、これは生物に光を与える。その光を多く取ったものが生き残り、やがて大きな林となります。当然、取り損ねた小さな植物は枯れてしまいます。これは当たり前のことであります。次に、水であります。水はどんなところでも分け隔てなく、小さなものや狭い場所にも流れ、平等に水を与えながら流れて下っていきます。この2つがうまくかみ合ってこそ、村民のための行政だと私は思います。幾ら立派な林をつくってみても、周りが枯れてくれば林も枯れます。要するに、村長には今申し上げた太陽、光と水、そのことを十分に考慮した行政を行っていただきたいと思います。また、今まで、先ほど村長も言ったんですけども、放棄地とか後継者不足とか、高齢者、とにかくそういう過疎化などの防止対策は一生懸命やって、あまり結果は出なかったけれども一生懸命やった、あらゆる部分でやったと、それはそれで立派なことなんですけれども、もしそれがうまくいかなかったとなれば次の段階で、後継者や過疎化になっても何とか集落の維持ができる、そういうような方策に切り替える時期に来ているのではないかと。例えば、前も言ったんですけれども集団移転とか、村長も言ったけれども集団移転とかそれか

ら集合住宅とか、そういう問題もこれから考える必要があるのではないかと私は思いますけれども。ちょっとお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今議員からはいろいろなことから、例えば太陽と水になぞらえて言っていただきました。それから、大蔵村全体のことも言っていただきました。太陽と水に関しては、そのとおりだと思います。私は、政治とは一体何のためにあるのかということ、できるだけやはりみんなの幸せと生活しやすいとか、安心安全、そういったものを守るのが一番先決だろうという思いで今までもやってまいりました。当然それは変わるものではありません。ですから私は、弱い立場というと語弊があるかもしれませんが、そういった方々を何とかこれくらいのレベルまでという思いで、いろいろな手段を講じて頑張る、私はそんな思いでやってきたつもりです。ですから、決して上だけを見つめてそれに合わせてやるなんてことはしておりませんし、大蔵村民が等しくその事業について、全て賛同が得られるとは思っていませんけれども、大方の方々が賛成していただける、またはその事業、施策に対して享受を受けるというようなものについて実施をしてまいりました。

それから、集団移転とかそういったことは、先ほども1回目の答弁で申し上げておりますけれども、私どもから出すのはいいんですけれども、その前に住民の権利といいましょうか、人権といいましょうか、そういったものを尊重する立場の上でなかなか出しづらいこともあるんです。ですから、リーダーとなっている方からでもそういう話をいただければ、そういったことも進められると思います。私どもは、いろいろなことを考えて、頭の中あるいは胸の中にあります。ですけれども、それを口に出せないこともあるんだということも御理解をいただきたいと思います。なぜかと。その地域の方々を蔑むような形になってしまう、それが私は恐ろしく思います。そういったことで、皆さんが望むことであれば、先ほども季節的な集団移転ということも申し上げました。ですから、議会の場ですので、そういうことをあえて出させていただいたところであります。その辺の、介入といいましょうか、中継ぎについては、議員の皆さんからやっていただければ一番私は嬉しく思います。

それから、やはり、今までの私の15年間を見ても、どうしても村長は中山間、山間地のことに強く思いが行って、そちらのほうに予算配分を多くしているのではないかと、議員さんから言われることもあります。私は決してそうでないと。先ほども申し上げましたけれども、大蔵村を行政の力で等しくある程度のラインまで上げたいという思いの中で、行政を、あるいは行政に携わってきたという思いでいるところであります。そういうことで御理解をいただ

ればと思います。今後も、その思いは変わらず実行してまいりたいと思います。

ただし、私一人の思いだけではなくて、予算するにも何するにしても全て議員の皆様方に相談を申し上げ、そしてそれを許可いただき、承認をいただき、今までやってきているところがあります。議員の皆様方が反対すること、それは一度もやったことはございません。ただ、10人いる中での多数決ということはあったと思いますけれども、決して議会を無視してやったとかそういうようなことではないですので、御理解を賜りたいと思います。今後についても、そういう形で積極的に、より果敢に村長としての立場、そういったものを明確に示してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 何回も言って申し訳ないんですけども、さっき私に変なことを言った光と水の件、それは十分に心に入れて行政を行っていただければありがたいと私は思います。

これは、通告していないので答弁は難しいと思いますけれども、今年の米価の下落、それから油、灯油とか重油の値上がり、それに園芸施設農家とか稲作農家は大変苦慮しています。最近、ずっと新聞、テレビなどで見れば、各市町村である程度の、10アール当たり1,000円から3,000円くらい補助、それから施設の油代の補助とかもやる市町村がいっぱい出てきました。先ほど、村長挨拶の中でも考えておくとは言ったんですけども、これ通告あればはっきり返事がもらえると思うんですけども、通告がなかったので無理してとは言えませんが、再度そういうことを考えられるのかなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員から言われたこと、この場で答えます。ただ、これはあくまでも今議会が通ればということですので、御理解をいただきたいと思います。

実は、この米価下落問題については、私個人とか各市町村の首長さん方おのおのという思いであったんですけども、せっかく最上地域8市町村という形で首長会議が結構ありますので、その中で調整を取ったところでもあります。全て統一ということにはなりませんでしたが、私がある程度発言を申し上げて、そういう方向に導いたところでありました。新聞紙上で今発表されているのは、そういったことで早めに議会をやったところではその結果について、また予算も御可決いただいたのでそういう形で発表になっているんだと思います。米価の補填ということではなくて、金額が金額なものですから、来年の作の意欲を減退させないよという事で、大蔵村については10アール当たり3,000円、そのほかに後から水田の再生協議会から

1,000円ということで、全部で4,000円になろうかと思います。

それから、油関係ですけれども、お年寄り、いわゆる住民税非課税世帯には今までも当初予算で取ってやってきたんですけれども、それは5,000円の補助でありました。それに村単独で5,000円、つまり1万円になる金額での補助を予定してございます。

そういったことで、先ほども、また私がいつも申し上げている小さい村だからこそできる、そういったことを、果敢にやってまいりたいという思いから、そういったことは先取りをしながら、できるだけ村民の皆様方に喜んでもらえるような、そういう施策を実行してまいりたいと思っています。ただ、これはあくまでもお金を必要とするものであります。そういったことで無理のない形、あるいはうまい財源を活用しながら、そういった村全体のことを考えてそういった予算化をやっているところであります。全て望むことはできるということではなくて、必要最小限、あるいはそしてその地域を見据えた場合の整合性、そういったものを勘案して、できるだけ大蔵村が小さな村だからこそいろいろなことができるんだよということ、実際に結果として表せるように、今後もいろいろなことに果敢に頑張って挑戦、あるいは実施をしてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 突然の質問で答弁いただきましてありがとうございます。

これくらいお金でなくて誠意を見せれば、やっぱりそうだなという農家も安心すると思うんです、気持ちの問題で。先ほど、灯油とかなんかも全部で1万円ということになったんですけれども、これできれば、先ほどの話になかったんですけれども、施設園芸農家の重油、それも考えていただければ。シイタケなんかを作っているところもすごく難儀しているのでしてもらいたいと思います。

村にばかりやれやれって言って申し訳ないと思ひまして、私も農協とか全農とか、そっこのほうへそういう話を持っていっています。だから、できればそっちもうまくいけばいいなと。私も努力しますので、村長もがっちり頑張りたいと、そういうことです。

わけの分からない質問をいっぱいしましたけれども、質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は、11時といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

5番加藤忠己君。

〔5番 加藤忠己君 登壇〕

○5番（加藤忠己君） 私からは、農業に対して2点の質問をいたします。1番目として農業機械の導入に補助金を、2番目として来年度の予算編成についてを伺います。

1番目として、中山間地域等農業機械導入支援事業費補助金制度は、山間地には機械や設備の更新に補助金はなく、現在使用している機械が使用できなくなったら米農家はやめるという考えの人が多く、したがって棚田の維持保全ができなくなるため、維持保全するためには行政の支援が必要であるとの理由でできた補助金制度であり、村の塩地区より南部地区に限定された補助金制度であると認識しています。棚田は村の財産であり、維持保全にはそれなりの労苦があると思います。村の平場と言われる地区では、基盤整備が進んでいるところもありますが、機械等の補助金は一定規模以上の農家に特化され、中小規模の農家には補助金はなく、状況は同じです。農業を守り、美しい村をつくってきたのは中小規模の農家です。村の農業を持続可能な農業地区とするため、中山間地域等農業機械導入支援事業費補助金制度の適用範囲を村内の全農家を対象とするべきである。村長の考えをお聞きします。

2番として、来年度の予算編成について。去年に続き、コロナ禍が収まらず先行きの見えない状況での予算編成となりましたが、感染拡大防止対策等については国、県の指導に基づいて行い、補助金等の支給により実施されるものと思いますが、村独自の経済対策、重点施策等が予算にどのように反映されるのか、以下の3点について伺います。

1つ、コロナ禍における基本的な考え方と重点施策について。

2つ目、コロナ禍により影響を受けている各種の事業主、村民への補助等の経済対策について。

3つ目として地方交付税及び村税収入の見通しについて、村長に伺います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 1、「農業機械の導入に補助金を」と、2、「来年度の予算編成について」という加藤議員の質問にお答えいたします。

まずもって、加藤議員からは、多岐、多数について質問をいただきました。件数にして5件であります。この5つの経過、現状、そして質問に答えることになれば、当然長文になりますので、そのところを御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

まず、1点目の「農業機械の導入に補助金を」という質問にお答えをいたします。

村内においては、令和3年度で事業が完了する赤松・通り地区をはじめ、各地区で農地の基盤整備事業が順調に実施されております。並行して農地の集積集約化、法人化が進み、稲作を主体とした大規模な営農が始まっております。今後、10年で300ヘクタールを超える平場の大部分で基盤整備が完了し、このような流れはさらに加速すると思われまます。

一方、山間地域では傾斜地を多く抱え、圃場の大区画化や大型機械の導入、農地の集積集約が容易でなく、平場に比べ営農条件は極めて不利な状況は御承知のとおりであります。このため、要件を満たせず、国や県の農業機械導入の補助事業を活用することは難しく、園芸作物への転換もままならず、高齢化による農機具の再取得ができず営農を継続すること自体が容易ではありません。このような状況を少しでも改善したいとの思いから、平成30年度より村独自で山間地域のみを対象を限定した農業機械導入補助事業を創設したところです。

議員より質問いただいた山間地域等農業機械導入支援事業の適用範囲ですが、前述したとおり地域の特性や実情を配慮した上で創設した事業であり、補助要件については毎年現状を確認しながら対象作物や対象地区について必要な見直しを行ってまいりましたが、適用範囲を村内全域に拡大することは本事業の趣旨からかけ離れると考えております。

今後、平場の稲作は基盤整備に伴い農地の集積集約が急速に進むことが見込まれ、国の補助要件を満たすような農業経営の大規模化、それに伴う法人化や地域単位での取組が必要不可欠になってくると考えます。国の補助事業を活用するためには、規模要件とともに所得額の増大や生産コストの低減などの業務管理経営努力が必要とされるため、個々の農家での活用はハードルが高くなります。

一方で国の補助要件を満たせない小規模の農家、新規就農者、集落やグループ単位での共同利用機械の導入や経営継承に必要な経営基盤の強化のための新たな補助事業も令和3年度から県と村が協調して実施しているところであります。農業所得等の補助要件はありますが利用していただきたいと思っております。この件については、役場に相談をしていただければ、産業振興課ですけれども、いつでも窓口はありますのでよろしくお願いいたします。

今後とも、村の基幹産業である農業の持続的な発展に向け積極的な支援をしてまいりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、2問目の「来年度の予算編成について」という質問にお答えいたします。

議員からは、コロナ感染症の収束が見えない状況で、疲弊した本村の経済活動をどのように支えし活性化につなげていくのかといった視点で質問をいただきました。

現在、来年度予算編成に向け、各担当から予算要求を受け付けている段階にありますが、衆議院議員総選挙が10月31日投開票の日程で行われたことから国の予算編成作業が遅れており、例年示される地方財政計画もいまだ示されていない状況にあります。

こうしたことから、収入の大宗をなす地方交付税等の交付額の推計や起債の発行額等不透明な部分もあり、予算編成に苦慮しているところでございます。

国が公表した11月の月例経済報告によると、国内の景気は徐々に回復傾向にあるものの、今後のコロナ感染症の動向、原材料の供給不足、原油の価格変動を注視する必要があるとされています。しかし、国の景気動向による影響を考えるよりも、住民に一番身近な自治体として村内の課題解決に向けより効果的な施策の展開を図りながら、全村民の協力の下、この村を少しでもよくして次の世代へ引き継ぐ予算としてまいりたいと考えます。

さて、1点目の「コロナ禍における基本的な考え方と重点施策について」でございますが、コロナ禍にあっても着実な村づくりを進めるため、大蔵村第4次総合計画で標榜する「おかえり、なりわい灯す きよらなる里」真の豊かさを求め心寄せ合った村の実現に向けて、施策の大綱に掲げております「協同による持続可能な村づくり」「安心できる安全な生活空間づくり」「地域の特色を活かした魅力ある産業づくり」「地域で取り組む人育ての環境づくり」「生涯すこやかに暮らす地域づくり」の5つの施策を柱に据え、予算を編成してまいりたいと思います。先ほど申し上げましたように、現在、各課等において来年度の事業及び予算の編成作業中でございますので事業を具体的にお示しすることは差し控えさせていただきますが、コロナ禍後の村民の方々が安心して通常の生活を取り戻すための施策を第一に考えているところでございます。あわせて、これは令和3年度予算と一体として考えなければなりません、コロナウイルス感染予防対策として3回目の予防接種に向けた予算確保、準備作業を進めております。さらに、これまで進めてきた子育て支援についても、なお一層充実させるべく検討してまいります。

今のところ、国の予算編成作業の遅れから不透明な部分が多々ありますが、情報の収集を進めるとともに予算査定を経て、令和4年度予算の具体的な事業を固めてまいりたいと思っております。今後、3月定例議会において、施政方針並びに予算編成方針として具体的に述べさせていただきますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いをいたします。

2点目の「コロナ禍により影響を受けている各種の事業主、村民への補助等の経済対策について」お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の第5波は、ワクチン接種等により一時的な収束傾向にあるものの、今後第6波の襲来が懸念される所であり、大蔵村のみならず全国的に見ても新型コロナウイルス感染症の影響で最も打撃を受けているのが観光業であります。

現在、令和2年度からの経済対策支援金繰越総額2,500万円を財源に、旅館・商店組合、観光協会が一体となって、頑張る肘折！応援キャンペーン「ひじおり春旅」や「ひじおり得旅」等の割引キャンペーン、また、ライトアップ等のイベントやラジオCMにより、積極的に誘客活動を行っております。また、収入の減少した事業主に対する経営維持支援金や村内の購買意欲を加速させるためにプレミア率を30%にアップし、さらに発行部数を倍にした総額5,200万円の商品券発行事業等も行っております。

来年度の経済対策については、今後の感染拡大は年末年始か、年度末か、第6波はあるのか、今のところ来年度の見通しは不透明ではあり予算措置はできませんが、観光業の支援策は可及的速やかな対応が最も重要であることを踏まえ、現在実施中の誘客事業、冬季イベント等の効果を検証し、国、県との連携により感染状況を注視しながら対策を行ってまいりたいと考えております。

3点目の「地方交付税及び村税収入の見通しについて」でございますが、先ほど来申し上げておりますように、現時点で収入額を見通すことは不透明な部分もございます。

地方交付税については、今年の8月の概算要求の段階では前年比0.4%の増の見込みとなっており、今のところ概算要求に沿った交付が行われるものと考えておりますが、12月末頃出される地方財政計画を参考に予算措置を進めていきたいと思っております。

村税については、米価の下落があり住民税については減少するものと見込んでおりますが、固定資産税においては新型コロナウイルス感染症拡大により設けられた軽減特例措置が終了することから、約10%程度の増と見込んでおります。

その他の税目については、それぞれ微増・微減はありますが、村税全体としては本年度とほぼ同額程度の収入を見込んでおり、収納率のさらなる向上に向け努力をしております。

なお、村債については、過疎債、辺地債等の財政運営上有利となる起債の活用を図ることを第一に考えております。

予算規模としても、今年度並みの38億円程度として、私の公約でもある生活の質的向上、真の豊かさを求めて「小さな村だからこそできる心寄せ合った村づくり」を進めてまいります。

で、議員皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 今の村長の答弁を聞きましたけれども、結論はこの1点だと思います。

答弁書の中ほどにある、適用範囲を村内全地域に拡大することは本事業の趣旨からかけ離れると考えておりますというのが結論だと思います。その結論は、私からすれば納得のいかないものであります。平場と言われる中小規模の農家には、農家を続けることは考えてもいいんじゃないかと、考えてください、もうこれからは大型化の時代ですよと言われて、極端な話が農家をやめてもというようなことまでつながるような答弁じゃないかと思います。平場地区、山間地区、地理的な条件といたしますか、その違いは確かにありますが、村内の農家が置かれている現状には差はないのです。農家の人たちは、1年でも長く米作りをやりたいし、野菜も作りたい。体の動くうちは農業を続けたいと、そう思っている人が多いのです。今、使っている機械が動かなくなったらやめる、これは不本意なことです。1回目の質問ではちょっと漏れましたけれども、この予算制度の地理的要件が藤田沢、桂地区までも適用範囲となったという、まずその詳しい理由をお聞かせください。

あとは、平場と言われる私の地区でも基盤整備の取組が進んでいます。持続可能な米作りといたしますか、米作りを続けるような圃場の環境が整っても今使っている機械が使えなくなったらやめると考えている人が多いです。この予算の現在予算額が600万円で、令和2年ですと決算額、使用額ですか、支出額ですか、529万円ほどになっています。やっぱり、この制度は平場の農家でも必要なんですよ。村の全ての農家が、この補助金はよかったな、じゃあ何とかという人も出てきているはずですよ。現在、この3作業といたしますか、コンバイン、トラクター、田植え機、この3つが補助金の対象となっていると思うんですけども、今後小さな村の小さな農家を守るために、まず3作業でなくもっとほかの機種といたしますか機械にも少し目を向けていただいて、村内全ての農家が利用できるような補助金としていかなければいけないんじゃないですか。私はそのように考えています。村長お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 再質問については加藤議員から1回目の答弁については納得がいかないという明解な質問をいただきました。これは、一般質問上のやり取りですので、納得していただければこれはしょうがないのかなと思っています。ですけれども、私の思うところを述べさせていただきます。

今、議員がおっしゃったとおり、小さな村の小さい農家を守れということが全てだろうと思

います。もちろんそれが前提であります。そういったことで以前も申し上げましたけれども、この補助要項をまとめるに当たり、集落座談会の際に山間地域の方々から寄せられた言葉、それが一番のきっかけになったということは議員御存じかと思っています。ただ、平場の小さい農家は農業をやめろということなのかということで議員からも質問いただきましたけれども、そんなことは決して言うてごさいません。ここに、1回目の答弁で答えているとおり、下のほうですけれども、一方から始まって、そういう農家に対しての補助もありますのでどうぞそれを活用して機械導入を図ってくださいということ。令和3年度から、県と村が協調して実施をしている補助事業がありますよということなんです。これが山間地には適用しないんです。そういうことで、山間地についてはいろいろな規模とか条件がそぐうことがないものですから、村単独でやっている。村単独でこういった事業を設けているところはごさいません、確かに。これこそ、大蔵村がいわゆる中山間地が多いからこそ、しかも棚田が多いからこそ、その棚田を守るという大前提の下につくられたものだと思ってごさいます。ですけれども、議員おっしゃるとおり、平場の農家も小さい農家がいっぱいあるよと、そういった農家も今までの農業を守ってきたんじゃないかということも理としてかなってごさいます。ですから、この補助金を制度を使っていたきたいということでごさいますので、ぜひ窓口、産業振興課、いつでも開けてごさいますので御利用いただきたいと思います。

それから、藤田沢、桂地域の対象となった理由をお伺いしたいということをしていただきました。これは、最初から塩よりも山間地のほうという最初の設定だったものですから、じゃあ塩が該当になるんだったら藤田沢、桂は当然なるだろうということの中でやっているうちに話合いといいますか、出た案件でごさいます。この経過については、担当の越後課長より答弁申し上げます。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 亨君） 藤田沢、桂地区を新たに区域したということの理由ですけれども、当然、桂、藤田沢地区についても中山間地で棚田でごさいます。それで、状況的には四ヶ村地区とほぼ同様に年々農家が減って、担い手に集約しなければならない状況は同じなんだということで、農家が減ってきて耕作放棄地が増える可能性があるということで、藤田沢地区それから桂地区を編入したということでごさいます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 今、理由とかなんとかいろいろ聞きましたけれども、その要項といいま

すか条件があると思うんですけども、例えば3町歩以上を耕作している、そのうち2町歩が藤田沢地区にあって、白須賀地区には1町歩しかない、そういう場合もあるだろうし、逆に白須賀地区で2町歩をやっていて、藤田沢地区で1町歩を耕作しているというような場合は、集約化というか、対象地域、どのくらいの割合で補助というか、それを計算すればいいんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 亨君） あくまでも出荷販売、家庭菜園とか50アール未満の出荷を伴わない農家は対象外なんですけど、あくまでも出荷販売で農業所得を上げるという前提の下で、この対象地区で3分の2、全体の農地面積の3分の2を耕作していれば白須賀の方でも補助対象となるということでございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） じゃあ、ちょっとしつこいようですけども、藤田沢地区で5反歩やっていて、こっちの白須賀地区で例えば2町歩とか3町歩、逆だ……そうです、そういう、藤田沢の人が自分の地区で5反歩やっていて、白須賀地区に例えば2町歩、3町歩やっていた場合にはならないんですか。5反歩以下の場合には。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 亨君） あくまでも全農地のうちの3分の2が中山間ということなので、今おっしゃられた条件は満たさないと。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 分かりました。

あと1つ、最後ですけども、さっき村長が言った今年度から県と提携してやっている、その内容をちょっと短く、ちょこっと説明していただければ。議員の中でも知らない人が多いと思いますので。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 亨君） この事業については、それぞれの営農法に関わる部分で、経営に関わる部分で、様々な形態があったと思いますが、まずは個人ということではなくて、地域の農業を支える組織的な取組、例えば法人であるとか、そういうことに対する補助でございます。集落で共同利用の機械や道路、例えばですけどもそういう新しいものを導入する、それにはコスト低減、そういう制約があって、県で示すそういう条件をクリアしなければならない

と。あとは、新規就農者の初期投資に関わる機械導入などが考えられます。県で3分の1、村で6分の1のかさ上げという事業でございます。

それから、これも同じく新規就農ですけれども、経営の継承、要は息子さんに経営を継承するという段階でいろいろな基盤の整備をしますというものに対して、同じく県が3分の1、村が6分の1で、総事業費の限度額が200万円ということです。

あと、もう一つは女性の農業者に関わる農業への取組に関して、ソフト事業ですけれども、補助しますよというものが主な内容でございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 分かりました。

次に、ちょっと時間も15分ほどしかなくなりましたので、次の予算について伺います。

丁寧に長い文章でお答えいただいていたので、再質問の2回分まで答弁していただきましたところがたくさんあります。来年度の重点施策とか、自分でやらなければならない事業について、これは第4次の総合計画とコロナに沿った事業だと思っていたけれども、待っている人がいると思います、この事業、助かる人もいると思います。安心できる人もいると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。コロナウイルスのデルタ株といいますか、そしてオミクロン株ですか、もう変異が確認され、いつ収束できるか分からない状況であります。一番打撃を受けるであろう観光業の支援といいますか経済対策も今年度を含めてお聞きしたところあります。事業を継続できるよう支援をお願いしたいと思います。

あと、村も村民の支援の一環として、今後65歳以上の高齢者のインフルエンザの予防接種の費用を無料にするとか、独り親世帯の上下水道の基本料金を免除するとか、こういうまず小さいと言ったら失礼なんですけれども、そのような支援を考えていただければなと思います。実は、インフルエンザ始まったのが3日前か2日前か行ったら、私103番でした。もう103番だと加藤さん、なくなるってばって言われたんですよ。それで、隣にいた人たちが話したんだけど、なんでコロナ無料で接種してけるのにインフルエンザ、毎年しないといけないのに、お金払わないといけないの。という声もちらっと聞こえてきたんです。ですから、そういうこともちょっと考えてもらえればなと思っております。あとは、手を洗えとかうがいしろとか水を使う状況なので、独り親世帯といいますかそういうことに補助も、少しは支援していただきたいなということで述べました。村税については、去年と同じような見通しだということなんですけれども。あと、村長に1つ聞きたいんですけれども、今現在コロナが流行し始めて

12月で約2年になるんですけれども、そのコロナ対策で村の自主財源ってどのくらい支出されているのでしょうか。分かる範囲で結構です、大体これくらいだとか、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） コロナの財源と予算の使用、それちょっと今……。 （不規則発言あり）

その前のいろいろな、65歳の老人世帯あるいは独り暮らしの方々に対して、いろいろな優遇措置というんでしょうか、それを考えてはどうでしょうかという提案をいただいたと思っています。これ、全てのものを無料にするということはいかがなのかなと思っています。例えば、その言われた方はどういった思いで言われたのか。これは私どもがどうか、その人の立場に立ってですよ、私たちが望んでこうしているわけじゃないと、皆さんの迷惑とかそういうことも考えてインフルエンザの予防接種に来ているんだという思いで、これは役場で補助するのが当たり前だ、コロナだからということでは、ちょっと考え方が違うと思います。ですから、全てを無料にするという考え方で、今喫緊の課題としてどうしてもやらなくちゃいけないことについてはやはり国の予算で、あるいは県の予算、村の予算ですということはいいんですけれども、全てをそういう考え方でいったら果たして自治体って成り立っていくのかなと。まして今、コロナで日本全国、国の予算もそうですけれども、あれほどの支出を全て国債で賄っているということ、このツケを全てこれからの若い世代に持っていくのかなということ考えた場合に大変疑問が残ります。そういった意味で、大蔵村は山形県35ある中でもしっかりといろいろな対策をしながら、なおかつ基金の持分も含め将来負担比率をゼロにしている、こういった自治体は私どもともう一つの自治体しかございません。これは、大蔵村もこれからいろいろな大きな事業が入ってまいります。例えば庁舎建設、それから災害の多い村であります。そういったことに緊急に使う、そういった財源もきちっと蓄えておかななくちゃいけないというふうな、いろいろ総合的に考えてそういう財政支出をするわけであって、しかも自主財源が少ない村だということで慎重にならざるを得ないということを御理解いただきたいと思います。当然、皆さんのおっしゃるとおり、全てのものを全てただにすれば一番いいんでしょうけれども、ある程度負担ということもする、ただその中で、このことはいろいろなことに影響して大事だよということに対しての無料とか全額補助とか、そういうことは今まで大蔵村でやってまいりましたけれども、そういったことについてはこれから新年度予算の中でも、先ほど申し上げましたとおり果敢に、積極的に考えてまいります。ですけれども、たまたま診療所でそれを言われたから全てをそういうふうにしたらどうでしょうかという考え方がいかがなのかということをお願いしたいと思います。逆に、議員さんからそのことについて少しアドバイスのことをそ

の方に言っていただければ、私としては非常にありがたいなと思っています。当然だにやと言いなながら、だけれども村でもいろいろお金使っているの分かってっぺとそういうふうな、角の立つ言い方でなくて、今私が申し上げましたような優しい語り口で、そしてなおかつ理解していただけるような話に持って行っていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 加藤議員からは、コロナ対策に係る一般財源の支出はいかほどかというような御質問がありました。コロナ対策事業につきましては、臨時交付金でほぼ多くの事業が賄われておりまして、それに漏れる事業についての支出ということで、ごく僅かな感じは感覚としてあるんですが、今金額幾らかはちょっと持ち合わせてございませんでしたので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） じゃあ、最後になりますけれども、村で一番コロナ禍によって影響を受けたことは何だと考えていますか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まずは、昨年度大蔵村で初めの段階でクラスターを出したということで、村民の非常に負担といたしますか、心の重荷といたしましょうか、それだったとございます。その経験を踏まえて、今年は1人も出ていないということは、それぞれ家庭であるいは職場で、村民の方々がコロナ感染予防に徹していただいたということでもあります。

その次には、具体的にいえば観光業だと思っています。あとはいろいろな職業ありますけれども、全てに関わることでございます。ですから、その一番の被害の多いところについては、国、県、村からそれぞれという形で対応してございます。そういったことで、今後もコロナについては、新しい変異株も出ていますので、それに気をつけてやっていくということ、今も役場では月曜日対策本部を設けて、決して気を抜くことなく村民の健康を守るということをやっているところでございます。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

〔9番 長南正一君 登壇〕

○9番（長南正一君） 私は、古水川流域の治山治水対策の要望について、町長に伺います。

近年、頻繁に起こる豪雨や豪雪による古水川流域の治山治水は非常に深刻な状態に陥ってい

ます。とりわけ、この流域により農業用水を取水しておる3集落にとっては死活問題であります。その一番上流で取水している豊牧地区は、耕地面積が50ヘクタール以上に及び、しかも全面積がこの取水場1か所に頼らざるを得ない状況になっております。豪雨のたびに水路担当者が取水場に走り対応しておりますが、おびただしい量の土砂の流出があり、一瞬にして取水場が埋まってしまう状態の繰り返しに悩まされております。これほどまで頻繁に起こる土砂の流出を食い止める手だてについて、ぜひ村の要望として官公庁に現状とその対策について強力で訴えていただきたいと思います。高齢化が進む中で、耕作者の確保と日本一の棚田を守るためにも、古水川流域の土砂流出を食い止める対策工事について村長の考えを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） この質問については、長南議員が長年こういってことで地域を守る、あるいは農業を守るという活動の中で、特につい最近いろいろな災害が多いということを感じている、そのことを提案いただいたとっております。質問にお答えいたします。

「古水川流域の治山治水対策の要望について」という長南議員の質問にお答えいたします。

古水川流域の治山対策は、現在、林野庁東北森林管理局「銅山川地区民有林直轄地すべり防止事業」の中で対応をお願いしているところでございます。

御承知のとおり「銅山川地区民有林直轄地すべり防止事業」は平成4年度に林野庁民有林直轄事業として事業開始され、平成8年5月の下湯の台の大規模地滑りの発生により本格的な対策工事が実施されてきました。「銅山川地区民有林直轄地すべり防止事業」は区域面積328ヘクタールで、下湯の台の寒風田地区、銅山川流域右岸の南山地区、古水川流域の湯の台地区の3地区に分けられており、当該対策は湯の台地区で実施されております。古水川流域の治山対策は、昭和27年に山形県が事業着手し、平成3年度まで主に蔦郷橋下流域で堰堤工等が整備され、平成4年度の直轄事業開始後は、蔦郷橋上流域でダム工、集水井等、古水川流域には、16億円を超える膨大な事業費を投入していただいております。

山形森林管理署最上支署では、古水川下流域には人家・耕地が存在し、土砂流出時の被害が甚大であることが想定される重要な溪流であり、流域には湯の台地区の地滑りブロックが点在し溪岸浸食、地滑り末端部浸食の状態であることから、健全度が低下している既存施設の更新を含めた安定化対策を導入する必要性が高いという認識をいただいております。

平成30年度で概成予定だった「銅山川地区民有林直轄地すべり防止事業」は令和6年度まで延長され、延長分として37億円の予算計画がなされており、うち古水川の溪間工は約8億の予

算計画が示されております。

度重なる豪雨や融雪による増水で、取水場の土砂撤去には大変な労力を費やし難儀されていることは承知しておりますが、このような大規模な事業は村として実施することは困難であり、今後とも林野庁東北森林管理局山形森林管理署最上支署との関係を密にし、継続的な対応を積極的に要望してまいります。また、大規模な砂防ダムの建設は治山事業では実施できないことから、恒久的な対策については県や国の砂防事業の可能性についても探っていきたいと思いますので、議員各位の御協力をお願い申し上げ答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 答弁をいただきまして、やはりいろいろな関係を持ちながら要望活動をされておられるということで、これには本当に感謝しておるところです。せっかくですので、具体的に少し質問をいたしたいと思います。

寒風田地区における大規模地滑りの発生から、森林管理署による直轄の地滑り対策が実施され、ほぼ完成に近いところまで工事が進められてきておると思います。これは、村長の答弁のとおり私も認識しており、森林管理署の対応には関連する地元住民はこの上ない感謝の気持ちでいっぱいであります。私も及ばずながら対策工事の取組の要望や、地権者の同意の取付けなど、その都度携わってきておりますので、状況をほぼのみ込んでおります。

私が今回質問とするところは、直轄で取り組んでいただいている指定地の外の部分に当たり、豊牧大堰取水地の上流箇所における土砂流出についてであります。先ほどの答弁にもありましたように、全体的で古水川流域で16億円の巨費を投じて建設をしていただいております、さらに平成30年以降の延長期間中にも8億円の予算規模ということで対策を講じていただく可能性があるわけです。本当に、これに対してはお礼の言いようもないほど、先ほど申しました地元受益者ならず、地元住民として本当に感謝を申し上げておるところです。

しかし、その直轄の区域外の上流部分についての崩壊についての要望ということでもあります。その箇所につきましても、これまで、昨年中に一度、そして今年の春に雪解けを待って現地調査を行いました。これには、森林管理署の佐藤専門技術監、同職員の方々、そして大蔵出張所の片桐主任、さらに村からは担当課の振興課長とそれから職員の方と大多数の参加により現地の状況確認を実施しております。森林管理署の佐藤専門技術監によりますと、現地を踏査した感じとして、広範囲にわたって山が傷んでおり、今後詳細に調査をしたいとの見解をいただいております。地滑り対策直轄事業の開始前には、土砂の崩落場所において大規模な鋼製枠対策工も数基実施していただいておりますが、土砂流出による山肌の崩落が進んでおります。

早期に対策工の取組について、再度村の要望として強く訴えていただきたいと思います。この件について、村長のお考えを伺います。

また、先ほど答弁にありましたが、これだけ大きい対策工につきましては、当然村でできることではないことは私も承知しておりますので、ぜひその上部に対しての村挙げての要望というのを強力に訴えていただきたいと思いますというのが、今回私の質問の趣旨でありますので、その点を御理解の上、答弁いただきたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、議員からは直轄の外になっている、いわゆる上流ですね、取水場のところを何とかならないかということ、ただ、その取水場については議員もおっしゃっているとおり、山が崩壊をしているということ、そういったことで当然一自治体では取り組めるような状況ではないということ、さらに治山事業ではダムがなかなかできないということ、管轄外だと思っております。そういったことで、いろいろな方面からその対策を考えていかななくてはいけない。ただ、それは時間が非常に長くかかるような感じがするんですけども、当然そのために村を挙げての要望をお願いしたいということで、再度要望、質問いただきました。

私もここで、第1回目の答弁で申し上げているとおり、村を挙げてもちろん要望してまいります。その第一段階として、やはり森林管理署に地元の方々と私、あるいは担当課長を伴って、まず要望書の提出、地域住民のその熱意を示すことが大事かなと思って、この質問をいただいたときに考えたところでありました。ぜひ、令和4年度の中で、早急にそういった行動を起こすような、具体的なことを実施してまいりたいと思っております。そして、今議員が言われたようなことを地元住民の口から、やはり熱のこもった要望という形として、それを県そして国につないでいくということが大事なことかと思っております。今までのいろいろな事業、概成になってございますけれども、それも長年かけてようやくやってきたということ、ただ、今回の場合は、急を要するというのを付け加えて、ぜひそういった要望活動を展開してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 積極的に行動を起こしていただくということで力強い、私も感じをしております。この古水川流域は、加藤村長が着任後間もなく水路の災害発生があり、雪の中を歩いていただいて、現地を見ていただいた経緯があります。そういう点で、この豊牧水路のみならず、下流にある沼の台地区、さらにその下流にある平林地区と、そういう状況も全てのみ込

んでおられるということで、私も大変心強く思っているところであります。しかし、先ほど来申し上げておりますが、そのおびただしい量の取水場の上流から流れてくるということの対策について、やはり直轄とはまた違う形での要望にならざるを得ないのかなと思っております。特にこの古水川最上流の源泉地付近におきましても、ここで改めて言うのもどうでしょうか、気が引けるんですけれども、当然取り組んだ村の事業として水道工事もあったわけですけれども、その施設すら土砂の流出により使用不能ということにならざるを得ない苦い経験もありますので、それほどまでやはり土砂の流出がおびただしい量にあるんだということを認識していただきたいと思います。

直轄の大蔵の出張所の取組につきましては、大変いろいろな災害が、水路の路肩の崩落とか、またさらに水路に上流から流れてくる、そういういろいろな形での災害がありますが、全て森林管理署大蔵出張所のほうで取り組んでいただいておりますので、この点につきましては非常に地域としてはありがたく感じておるところです。そういう点からしましても、それと同様というわけにはいかないと思います、直轄は特別な事業であると思いますので。けれども、その上流におきましてもぜひできる範囲で強力に対策工の考えも、行動に移してもらえるように、当然私たち地元としましても村の動きと歩調を合わせて行動を起こして、要望活動を進めていきたいと思っておりますので、ぜひ村としてもリーダーシップを取っていただいて、今までの経験からしましてもその集落だけの要望ではなかなか、取り組んではいただいておりますものの訴え方が弱いといえますか、そういう点も感じられますので、ぜひ村と一緒にした形で要望して、その対策法につきまして実現できるように、再度強く申入れをして要望していただきたいということで、私の最後の質問とさせていただきます。コメントありましたらお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、長南議員からいろいろなことを言われましたけれども、要は山間地域を守ることだろうと思っています。人が住むところ、住まないところであっても、そういうところをしっかりと治山治水をするということは、国土保全につながることであります。その必要があるからこそ、直轄事業ということでその工事をやっていただいている。ですから、私は、棚田保全ということが国土保全につながるというもいろいろなことで話をしておりますけれども、この田んぼの持つ多面的機能というのは計り知れない効果がございます。そういったことで、いわゆる水というものはそこから取水をして豊牧地区全体、あるいはいろいろなところに農業用水、生活用水として使っている、その水の必要性、大事さというものがよく伝わってまいりますし、その必要性についても熱く訴えていかなければならないと思っています。

そういったことで、先ほども申し上げましたけれども、田んぼの持つ多面的な機能を併せて要望活動、そしてそういった集落が存在し、これからも永久に住み続けるということの中でのその工事の必要性を、住民の皆様方と一体となって要望活動を展開してまいります。地元議員として、そして一農家として、その辺のところの取り計らいですね、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

以上です。（「終わります。ありがとうございました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

午前 1 1 時 5 9 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

2 番八鍬信一君。

〔2 番 八鍬信一君 登壇〕

○2 番（八鍬信一君） 1 つ、県道大石田畑線作の巻地内の道路改良、2 つ、村道水路の改修と清掃。

1 問目、主要地方道大石田畑線作の巻地内において、一部分幅員改良工事が完了し安全が確保されたところですが、しかし、その先の新庄市に通じる道路は幅員が狭くカーブが続くため、冬季間においてはいまだにスリップ事故や接触事故が発生しているとの話を聞きます。やっぱり、年間四、五件あるそうです。それに今年の冬、1 台が下に落ちてしまった、いわゆる自爆事故だそうです。そういう状況であります。通行車両の安全を守り、安心できる交通環境の整備に早急な道路改良が必須であると考えます。ただし、現況道路の改良については、用地収用に問題があります。そんなことから、困難を期していることは確認しております。そこで、提案ですけれども、現況狭くなる部分から新庄市に入る上り坂まで、直線に盛土しての道路新設が最良策かと思います。資料でいいますと、白線の破線部です。こんな感じだと、スムーズにいくのかなど。村民ならず、通行する全ての人々の安全を守るためにも、早急な道路改良を検討すべきです。村長の考えを伺います。

2 問目。村道赤松学校西線の路肩水路及び赤松生涯学習センター駐車場脇の水路については、常時水が流れていないため下水臭や泥たまりがあり大変不衛生であります。過去数年は、地区自治会で泥上げ清掃をやってきました。ですが、勾配がないものですから、それと水が流れて

いないため大変な作業と、土砂の捨て場がないことから断念した経緯があります。道路改修以前は、県道水路より給水、通水されていましたが、その後改良することで今閉鎖されたという話も聞いております。理由は分かりませんが、以前のように水を流しておけば、清掃作業も楽になるかなど。それと、問題あるのがやっぱり通行者、利用者に臭いですね、不快感を与えないこと、衛生面の改善を図ることが必要とされます。水路の改修と現在滞っている清掃についても、道路管理者そして学習センターの管理者として早急に対応すべきと思います。こちらの件は、村長、教育長のお考えを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 午前中は傍聴者いなかったんですけども、午後からはお二人来ていただきましてありがとうございます。議員の皆様方も励みになるかと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、①県道大石田畑線作の巻地内の道路改良、②村道水路の改良という八鍬議員の質問にお答えします。

質問資料としての写真を添付していただきました。ありがとうございます。

最初に、主要地方道大石田畑線作の巻地内の道路改良についての質問にお答えをいたします。当該県道は、新庄市畑地区の国道47号から本村へ至る県道であります。主に庄内方面から本村や村山地域への移動するため利用されているようです。また、本村作の巻地区の住民が新庄市へ移動する等の場合にも利用されております。

議員御質問のとおり、本村松山地区から新庄市白ヶ沢地区までの区間は、幅員が3メートルほどと狭くカーブも連続していることから、特に冬季間の通行は非常に危険な状況となっております。担当課で現地調査しましたところ、こうした未改良区間は新庄市分を含めて約700メートルとなっております。

県では当初、現在の県道を山側に拡幅し整備する予定のようでありましたが、一部の土地が長期間相続登記未了地となっており用地買収が進んでいない状況にあります。議員御意見のとおり、現道北側の耕作放棄地となっている水田側にルートを変更すると道路線形も良好になり、山林崩壊による土砂災害の影響も少なくなると考えられますので、要望の際にはルートの変更も提案してまいりたいと思います。

大石田畑線の道路整備につきましては、これまでも長年にわたって要望活動を行ってまいりました。その結果として、作の巻集落内や大黒岩地内の拡幅工事が終わっております。また、

白須賀地区から通り地区までの防風雪柵の設置が昨年度完成しております。村としましては、その他にも烏川ハリウ地区の拡幅や、赤松烏川間の歩道整備についても要望しているところがあります。

県でも交通量や幅員の狭小区間、落石等の危険度を検討し、路線全体を考慮しながら拡幅工事や防災工事を進めているものであります。当該区間の整備につきましても、引き続き県へ強く要望してまいりたいと考えております。また、沿線市町村で当該県道の整備促進に向けた同盟会を組織しておりますので、構成市町村一体となって本路線全区間が1年を通して安全に通行できる道路整備の実現に向けて要望活動を実施してまいりますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、2つ目の村道赤松学校西線の水路改修の質問についてお答えします。担当課で現地を確認しましたところ、議員御質問のとおり、水路内には土砂が堆積し水が流れない状況にありました。道路を改修する前は、水が流れていたとのことではありますが、当時は県道の道路側溝より分水し、村道側の側溝に流していたものと思われまます。村道を改修時における経緯は不明です。

議員御質問のとおり、水路の清掃については地域住民の清掃活動など協力をいただきながら、適宜対応してまいりたいと思います。また、水路の改修につきましても県道道路側溝から村道の道路側溝へ通水することは可能と考えますが、村道水路の敷高は県道水路より約20センチメートルほど高くなっておりますので、村道水路に通水するためには県道水路を部分的に塞ぎダムアップするか、県道水路の敷高まで村道水路を敷設替える必要があります。

また、県道水路につきましても通常農業用水路として利用されており、冬季間は流雪溝としても利用されておりますので、村道側に通水することにより県道側の水量が減少することや、両水路を接続するための構造、将来的な維持管理などについて関係機関と協議する必要がありますので、議員からも相談に乗っていただきたく、御理解と御協力をお願い申し上げ答弁いたします。

次に、教育長から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

〔教育長 有馬眞裕君 登壇〕

○教育長（有馬眞裕君） それでは、ただいま加藤村長からは村道の水路清掃について答弁がありましたので、私からは赤松生涯学習センター敷地内の水路清掃についてお答えをさせていただきます。

御質問ありました、赤松生涯学習センター駐車場と畑の間にある水路の状況ですが、当委員会、当課でも現地を調査いたしました。駐車場と隣接している畑が、先ほど八鍬議員が添付資料でお示しいただいた写真のように、大変近いので土砂が堆積している状況であります。このような状況を踏まえ、先ほど加藤村長が答弁してありますとおり、村道の水路については地域住民の清掃活動などの御協力をお願いし、赤松生涯学習センター駐車場脇の水路については、予算の関係もございますので、村と協議しながら泥上げ清掃など実施してまいりたいと考えます。施設利用者の皆様には、常に安全で快適な施設を提供したいと考えておりますので、通行者や利用者に不快感を与えないような施設周辺の環境整備に努めてまいりたいと存じます。議員皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます、私からの答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 前向きな答弁とちょっと考えていますけれども、まだ何点かありますので、質問させていただきます。

終了しました2か所の幅員改良工事部分については、平成25年に一般質問させていただきました。そして、県総合支庁に要望し、31年に完成しました。この部分は、冬季間の積雪で幅員が狭くなっているのが分からず車が何台か突っ込んで、地元住民が夜中に起こされてトラクターで引っ張ってやったという経緯もありまして、地区民のみならず利用者全ての方が本当に安全が確保できて安心して通れるというふうに感じているというところなんです。ただ、この延長道路については、先ほども言ったように、冬季間ちょうど山の陰になるものですから、日中は解け出した水が凍ってしまうんですね。夕方から凍って、事故が起きているという状況なものですから。それと、もう一つは当初県で考えた山林側を拡幅して幅員を確保するという方法も、山林の一部に共有地があるんですね、代表外16名の名前でなっていますけれども、何せ今、いる人の先祖、2代目かな、2代目の先祖になりますので、その相続というのはもう無理だという話なんです。それで、この写真で見ると直線にしたほうが一番ベターかなと思っております。田んぼを通ることで、じゃあこの土地はどうなんだということになりますけれども、私は地権者の方からは同意をもらっています。関係する用地としては1名の方ですね。この写真で見ると、今ちょっと耕作放棄になっていますけれども、この茶色の部分ですね、そんなことで、この改良された既整備道路というのは幅員が狭くなっていたところが改良工事終わって、ずっとセンターラインが見えますけれども、このセンターラインの末端ですね、ここから急に狭くなったり曲がったりしています。この先端から、上り坂を上ったところに行けば一番工事もやりやすいし、安全な道路ができるんじゃないかなということなんです。ただ、地権者の方

もかなり高齢であります。冗談ながら、俺生きているうちやってくれよという話も聞いていますので、この件について、村長にもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 再質問の中で、概要については今八鍬議員から説明をしていただきました。そのとおりであります。ですから、1回目の答弁で申し上げましたとおり、やはりこの地図で見れば一目瞭然でありまして、道路の形といたしましうか見通しも利きますし、大変いい考え方だと思っています。村としてもそういうふうになっていただければありがたいなと思っていますし、こういうふうになれるように要望を強化、あるいは運動を展開してまいりたいと思っています。ただ、やっぱり県側はお金を出すほうとして、未整備道路の区間ではなくて、この曲がりの区間、ある程度整備されてあるところも新たに道路を造らなくちゃいけないということでどういう判断をされるのかということ、車の通行量、いろいろな形の中での精査を行って、恐らくそういうふうに進んでいくものかと思えます。このことも、何十年という形で要望して初めて整備された道路であります。ということは、議員も御存じのとおり、1回予算ついたものをそれを実施できなかったという経緯があつてのことです。そういうことでありますので、今後、そういったことのないように気をつけていかなければならないし、前もって予測できることを再工事しなくてもいいように、こういう形ですることが一番肝要かと考えておりますので、強力に要望活動を展開してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） それと、この当該地については、当然今後圃場整備、基盤整備、これが作の巻でも一応挙げていますので、この整備事業に関わる物件かなとも感じております。そのときに、整備事業に支障のないように、事前の道路計画というのが必要になります。圃場整備に入ってしまうと、やっぱり集積とか減歩、それと換地の問題が発生します。これ、途中から変更するということは、村長も分かるとおり、計画変更を出さなければなりません。そうなる、1年とか時間を要する場合がありますので、できれば早めにこの道路の計画を急がれるものかなと思います。私も、県議と相談していますけれども、何せ去年の7月28、29日の水害によって復旧工事が優先だということからまだ動いておりませんが、そちらのほうにお願いにいく予定もしています。ただ、この圃場整備に関しては、道路計画課とそして農村整備課という横のつながりが割とないところなので、その辺も前段に話として出しておければと感じますけれども。この件に関して、村長、どう考えますか。お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） その話をいただいてから、この受益者がどういった考え方でいるのかということも関連があると思います。例えば、基盤整備事業に私は途中から降りますということ、最初から入らないということになればまた話が変わってくるかと思います。その辺も含めて、早急に担当部署を通しながら進めてまいりたいと思います。ただ、これはいきなり県に行くのではなくて、やはり出先機関としての総合支庁ですね、しっかり対応していただいて、それから県庁という形になろうかと思います。その辺の手順を間違えますと、やはりちょっと、いろいろなトラブルが起きないとも限らないので、しっかり進めていけるようにしていきたいと思います。いろいろ、御手配というんですか、地権者の方にも同意書を取っていただいたりということ、議員には自ら動いていただきましたこと、感謝申し上げたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 1番目はこれで終わります。

2問目ですけれども、水路改修、そして清掃の件です。これも、写真で示したように、こういう状況になっておりますので、改良が必要とされることです。本件、この水路については、幅が300、そして深さ400ミリの水路が設置されております。土砂堆積は、現況でも200から300ミリ、ほぼ満杯状態です。その上に草が茂って最悪な状況に、環境になっています。なお、そこに、悪いことに生活排水、そして合併浄化槽排水等の下水が入って、夏場ですとちょっとあの辺歩きますと臭いがします。これ、利用者の方からも言われたという話を聞いています。多分、ハエとか蚊の発生源にもなっているんじゃないかなと思われまます。給水、通水と言われますけれども、これは答弁にあるとおり、県道から直角に真っすぐに入れるにはちょっと落差がないふうに感じます。この辺で上流にちょっと移動してもらえれば可能かなということも感じています。あと、先ほど村長言われたんですけれども、冬季間の処理雪に影響が出るんじゃないかということですが、これ、そこにゲートをつけるのはまず道路上なので無理ですけれども、角落としと言って、板をかう、板を差し込んで調整するという方法もありますので、その辺はいかようにもできるんじゃないかなと思われまます。この件について、村長、どう考えまますか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 第1回目の答弁にもありましたとおり、担当課課長はじめ、その場所を見てございます。答弁で答えましたとおり、ダムアップすれば水が通っていきますよということ、ただ水の量が問題だということですが、そういったことで水を流す、そのことはぜ

ひ実施をしていきたいと思っています。ただ、やはり利害関係ということ、それをまず解決することが第一かなと思います。その工事云々については、そんなに金額を要するものでもないですし、私は合併浄化槽を村として推進するそのためにも、そういうふうにして水が通らない状況にしておくことは駄目だろうと思っていますので、ぜひ通水をしながら合併浄化槽の推進も図ってまいりたいと思っています。それ以上の詳しいことについては、高山担当課長から答えさせたいと思います。もし、必要であればそういうことで（「お願いします」の声あり）じゃあ、高山課長お願いいたします。議長、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 今、村長が述べられたことについて、先ほど八鍬議員から県道の角落としを設置すれば、水路の水がダムアップして、その分を水路に通水することが可能となりますので、そのような方向で実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 村長が、先ほど心配されたのは、生涯学習センターのほうに水を流す、角落としをしてダム化、それをやって水を流すのはいいんですけども、消雪に利用するに水が調整できないんじゃないかということだったと思うんです。その辺は、だから冬季間はあの水路は多分水を流す必要はなくなると思います。除雪が全部入るので。流してもオーバーフローしたり何だり、かえって厄介な部分になるかと思っていますので、冬季間は閉鎖する。で、県道に水を流して、途中の処理雪に利用できるというふうな、だから本堰を止めるのと、学校側、生涯学習センター側のほう行く水を止める、調整する、その2か所にやっぱり板か何かセットするというふうにするべきかなと思います。私はそういうふうに思います。そんなことで検討していただければ。答弁は要りません。

その次ですね、今度は学校駐車場の水路ですけれども、何でああなったのかとなると、当時小学校が運営していた頃はP T Aでやったんですよ、清掃活動。これ、春と秋と2回やっています。その関係で、ごみとか土砂全部きれいに掃除して流したんです。ただ、途中1か所が、過去の、議長は知っていると思いますけれども、途中から段差があったんです。低くて、立ち上がってまた水路が続いているということで、その段差はかなり量がたまるものですから、それは直してくださいということで直してもらいました。そのとき併せて1回清掃してもらったんですけども、その後ちょっとしばらくなかったの、地区自治会で、さっきも言ったように何回かやりました。ただ、当初、山に捨てたりしたんですよ、私の山だから問題なかったと

思うんですけども、今はちょっと不法投棄とか言われますので、自分の山でもそういうことができなくなりましたので、この処理場所がなくなったということでやめてしまった経緯があります。この辺も、先ほど言われたように業者さんであればそれなりの施設、処理場所を持っていると思いますので、その辺は対応していただきたいと。ただ、やっぱりこれ毎年やらないと、結構上部の畑もありますので、これ流すなどと言われても雨は天然ですからね、どうしようもないので、やっぱり毎年きちんこの清掃もやるべきと考えます。この件で、もう一度、教育長、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 有馬教育長。

○教育長（有馬眞裕君） 過去の経過、ありがとうございます。基本的には、先ほど答弁しましたようにまずは村と協議し、前向きに環境整備を図ります。ただ、今後この毎年、当然その環境に応じて、教育委員会としても地区住民、利用者、ありますので、当然ながら御迷惑がかからないような施設を考えます。ただ、ここに、失礼な言い方になるかもしれませんが、教育委員会と、例えば地区住民、または施設利用者、そういった方々のいわゆるボランティアというのも、今後、例えば協議しながら、スムーズな運営、利用、そして地区住民との協働体というものを考えていきたいと思っておりますので、八鍬議員からも今後ともそうした御相談、よろしく御指導お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 八鍬信一君。

○2番（八鍬信一君） 我々も、地域自治会としても、これは一緒にやっていくことには反対する人はいないと思っております。自分たちで利用している場所でありますので。ただ、先ほど言ったように、処理場所ですね。これの辺確保してもらふことと、それに必要な道具ですね。当初はやっぱり、バケットに、地元でパワーショベル持っている人からバケットを準備してきてもらって、それに入れて山に運んだということですけども、そういうのをやっぱり、道具から全部そういうような貸していただければということです。

あと、もう一つ、ただ問題があるのは、県道から入って駐車場、グラウンドの部分までは結構勾配あるんですけども、その先はやっぱりグラウンドとして使用したものですから、ほぼ水平なんです。だから、あれもちょっと、水路の底板にコンクリート打設して、多少の水勾配は取っていけないかなと思っております。この件は、村長から。この件について、その辺の改良も含めて、ただ清掃するだけじゃなくて、その一部改良もしてもらえればと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） やはり、流末は大事なことであります。そういったことですので、まずは現状をしっかりと確認し、その流末を確認し、また流すところも、今までは自然に流れていたということ、理屈があるところですが、新たに堰を造る場所、側溝というふうな、溝を造って水を流すということ、またいろいろな権利問題が発生したりしますので、その辺もよく調べながら、工事が可能かどうかということを検討してまいりたいと思います。そういうことで、御理解をいただきたいと思います。

以上です。（「以上で終わります。善処されることを期待します」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

〔3番 佐藤雅之君 登壇〕

○3番（佐藤雅之君） 私からは2点質問したいと思います。

まず1番目は、村も創業支援の取組をとということで、業を起こす者、起業ですね、創業支援の取組を村としても行ってほしいということです。2つ目は、村指定のごみ袋のレイアウトについてというところで、質問させていただきたいと思います。

まず、1番目の村も創業支援の取組をというところについて質問したいと思います。

少子化の中で人口が減り、地方では既存の事業を維持することもままならない状況にあります。これまでも既存事業の持続化ということで、私も一般質問等々を行ってきました。当然、既存事業の持続化にも意を配しながら、ポストコロナ、さらにはデジタル化、脱炭素などを踏まえ、次世代の新規事業や創業の支援に地方も官民が知恵と力を注ぐべきだと考えます。承知のとおり、国は産業競争力強化法に基づき、創業支援等事業者と地方自治体が連携して策定する創業支援等事業計画の認定を行って、ワンストップの支援が可能な仕組みをつくっています。今年6月現在、この計画認定件数は全国で1,296件、これは複数の自治体で1つの認定を受けているところもあるので、自治体数としてはもっと多くなるんですが、全国の9割と書いているんですが、約8割の地方自治体がこの事業認定を国から受けております。また、商工業だけでなく、農業などでも法人化を見据えた創業の機運が村内でも高まっていると感じます。商工会などとの連携で、創業支援等事業計画の策定と認定をはじめとして、村として創業支援の考えがあるか、村長にお聞きしたいと思います。

2つ目は、一般家庭用の村指定ごみ袋について、何人かの方から地区名と氏名を記入する欄が販売の際に袋が折りたたまれているため、折り目と記入欄が重なり、書きづらく不便との声が寄せられています。ここに現物、皆さん見ているでしょうけれども、持ってきましたが、ちょうど地区名と名前を書く欄のところに折り目が入っているんですね。些細な問題ではありま

す。ただ、この些細な問題ではあるんですが、毎日のようにごみ捨てをしている、我が家では私のごみ捨て当番なので毎日のように捨てているわけですが、こういった些細なこともストレスになっていると思います。なので、お金のかかる問題でもない部分もあると思いますので、在庫等々は今のままでしょうがないでしょうけれども、新たにプリントするときには、そういったレイアウトも工夫してもらったらどうかということもありまして、最上広域事務組合とも連携を図りながら、レイアウトの変更をする考えがあるかどうか、それについて村長にお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） ①村も創業支援の取組を、②村指定ごみ袋のレイアウトについて、という佐藤議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の、村も創業支援の取組をという質問にお答えをいたします。

平成26年に施行された産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の策定については、地域における創業の促進を目的に、ワンストップ相談窓口の設置や創業セミナーの開催、起業家教育事業等の創業支援及び創業機運の醸成を図る計画を村が策定し、国の認定を受けることにより創業に必要な経費の補助や無担保信用保証等の支援が受けられますが、現在、村は創業支援等事業計画の策定は行っていません。平成26年の同法施行後、創業における相談や具体的な問合せはありません。最上管内の町村においても認定は受けたものの支援実績はほとんどないようであります。

この間、村では、独自に小規模事業者持続化補助金の創設により、既存事業者の需要の変化に応じた持続的な経営に向けた取組を積極的に支援してまいりました。実施件数で79件、総事業費7,055万円、うち補助金額4,200万円の交付を行っており、新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けた産業であります。事業の効果は大きいと商工会からも評価をいただいているところであります。

今日、新型コロナによる生活スタイルの変化に伴い、新たな産業やデジタル関連ビジネスの重要性が再認識されました。テレビ会議システムやテレワークに関するデジタルインフラ整備も一気に進みました。こうした新型コロナが生んだ新分野において、新たなニーズや価値観、生活様式は感染症の収束後も定着することが予想されます。村内において、新たな創業は難しい現状であると認識しておりますが、創業支援等事業計画を含め創業支援策は今後の状況を見

極めつつ検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の村指定ごみ袋のレイアウトについてという質問にお答えいたします。

現在使用している村指定のごみ袋は、最上広域市町村圏事務組合と最上8市町村で協議を重ね平成10年度から使用され、現在の形になっております。議員からは、「折り目と記入欄が重なり書きづらく不便であり、ほぼ毎日のこととなるとストレスになるため、レイアウトの見直しを行う考えはないか」との質問をいただきました。私も、指定ごみ袋を確認したところ確かに名前を記入する欄が折り目と重なっておりました。ほぼ毎日ごみ出しができるのはごく限られた地区ではありますが、こうした要望があるとすれば、今後、指定ごみ袋を作成する段階で検討してまいりたいと思います。

また、現在使用しているごみ袋については、石油資源から作られた低密度ポリエチレン製であり、環境への負荷が大きなものとなっております。こうしたことから村では、製造コストが上昇しますが、住民の方々の御理解をいただきながら、より環境への負荷が少ないバイオマスプラスチックを使用したごみ袋の導入を検討しております。持続可能な社会を目指し、ごみの排出削減と併せ、議員皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 先日、産業建設常任委員会で、商工会と懇談する機会がありました。そうした中で、これまでも持続化補助金への上乗せということで様々支援はあるんだけど、創業者に対する支援が大蔵村はないんじゃないかというような率直な意見も寄せられました。私もいろいろ調べてみたら、こういった創業支援の事業認定をしている自治体が結構あるんですね。それで、一部の市レベルの段階の自治体だけがこういった事業認定をしているのかなと思えば、いろいろ調べたら、簡単に調べられるんですけども、先ほど言ったように1,296件ということで8割くらいの、村も含めてですね、こういった事業認定を国に対して出しているわけです。それで、この近隣でも真室川町はまだつくっていませんでしたが、近隣と比較するなということもあるかもしれませんが、舟形町やさらには戸沢村、鮭川村等々でもこういった計画をつくっています。確かに、形だけつくっても需要がないんじゃないかという声もあるかもしれませんが、いろいろ資料を見ますと、まず対象者の掘り起こしをしているんですね。国も法律を見直しして、事業をやりたい人だけに対応していてもなかなか掘り起こしができていないという課題があったので。先日美しい村プロジェクトということで、私も中学生たちとお話しする機会があつて大変参考になりました。今の授業というのは、ああいうふうになっているのかと思ひまして、私自身が中学校の頃を考えると、なかなかお金のことや商売の

ことを授業で触れるというのはタブー視されていた時代でもあって、もちろんそれが必ずしも全面的にいいとは思いませんが、今は割と、やっぱり地域の資源をどう生かして、これを地域の活性化や事業にどう結びつけるかという教育も行われているということで、起業家マインドというか、起こすほうの起業ですね、そういったマインドを中学校の段階でも勉強しているという状況なんです、なかなか事業を始めようとしてもそういったノウハウがなかったり、資金がなかったりそういった方に対してワンストップ、言葉は横文字ですが1か所で支援できるという仕組みなので、今現在は確かに商工会に聞いても2件くらい創業の申出がありましたということで数は少ないんですけども、潜在的にはもっと需要があって、その掘り起こしができないかということが商工会でも一つの課題になっているということなので、需要が見えないからやらないというのではなかなかそういった潜在的なニーズを掘り起こすこともできない中で、スタートアップということなんですけれども、大蔵村では、ほかの自治体はあるわけですから、大蔵村で企業がない、会社がないって言って嘆いているところもありますけれども、そういった自治体としてのスタートラインに残念ながら立てていないのではないかと。これ1つを取って全て駄目だとは言いませんけれども、こういったどこでもやっているものは最低限度の自治体の準備というか、創業者にも支援しますよという視点でこういうものを認定してもらうということは、国から認定して支援をするということは大事だと思うので、この点、需要はまだ見えない中ではありますが、引き続き、今後はこういった計画を策定して国から認定を受けるといふにする村長の考えはないのかどうか、検討するとは書いてありますが、もっとそれをスピーディーにやってほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、1回目の答弁に対して議員からはいろいろな観点からお話をいただきました。結論から言いますと、しないと言っているのではありません。そのことを今議員もおっしゃっていただきました。ありがとうございます。実は、創業者の支援に対する意見の交換会ということで、議会の産業建設常任委員会で話し合われたということ、そのことの結果もまだうちの担当課としては聞いていないかと思えます。そういうことで詰めていただければと思います。それから、そういう話も含めて、担当課としては商工会の事務局と常に、今回のコロナに対する支援を含めて、いろいろな形で情報交換、そして支援をできるということの中で話合いを進めております。そういったことで、今まであまりなかったものですから、そういうことを策定をしていない。要望がないからしていなかったのではなくて、大蔵村はそれに代わる対策を講じていたということで理解をしていただければと思います。

それから、農業関係での法人設立、これに関してはまた担当部署としてしっかりと対応していますので、大蔵村は農業者の数に比較して法人の数が多くなってございます。やっぱり、これから農業関係としてはそういった法人化に向いていくということが自然の流れだと思っていますので、そういうこともしっかりと対応してまいりたいと思っています。

それで、詳しいことについては担当課長から答弁させますけれども、決して楽観的な立場でそういうことを言っているのではなくて、いつもそういったことに対しては前向きに取り組んでいるんだということを御理解をいただきたいと思います。先ほどの話ですと、2件ほどあったということもありますけれども、その辺も聞いているのかどうかということですね。もし、そういうことを聞いていないとすれば、もっともっと商工会事務局と密に連携を取り合わなくてはいけないということもあるでしょうし、その件、商工会との意思疎通といたしましうか、そういうこともやっていかなければならないと思っています。大蔵村、南部商工会の中で一番小さな自治体としての位置づけでございますけれども、補助金、その他においては1戸当たりのケースとして非常に割合的にも多くなっているはずであります。ということで、農業に限らず、いろいろな職業に対しても前向きに支援しているはずでございます。そのことをまず私から御理解いただくように、今お話をしたところであります。

それでは、越後担当課長からそのことについてお話、答えていただきたいと思います。議長、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 亨君） 平成26年施行以来、創業支援に関する問合せ、商工会に2件という話でございますが、その2件についても確認はしております。実際、具体的にどういうふうにしたい、何をしたいというふうなものではなかったと、例えば創業するとなるとどういうふうな段取りがあるのかくらいの程度の内容だったそうです。その後の問合せはないと。この計画を策定して認定を受ける受けないにかかわらず、村長答弁にもありましたように、商工会とは緊密に連携を取って、ワンストップ窓口という話がありましたけれども、そういう体制は敷いておりますので、ぜひそういう方がいれば御紹介をいただきたいなと思います。

加えて、農業の新規就農でございますが、農業の新規就農につきましても初年度には準備金として200万円、国庫補助は150万円ですが、村のかさ上げ50万円という支援をしておりますので、加えて栽培技術の向上に伴う研修会も並行して行っております。農業のみならず、産業のほうにもそういう体制を整えたいと思っていますので、今後もよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 農業のほうは新規就農支援が充実しているんですが、それとの対比の中で商工業がなかなか不十分なのではないかという議論もあって、ただ大蔵村は農業も主たる産業でありますので、商工業者と農業関係者が両方ともタイアップできる、両方に重なる部分もあるかと思うんですね。そういった意味で、ぜひ農業も併せた、商工業も含めて産業の発達のために新規開拓に力を入れてほしいんですが。その点で、産業の発展のための認定については農業との関係ではどうなるんでしょうか。これも農水省で、これはまた別枠ということになるんでしょうか。今回のこの総務省と経済産業省でやっている事業認定とは別につくってあるということで、オーバーラップする部分はないんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 亨君） この産業競争力強化法、もちろん農業も含めてということでございます。先ほど、近隣市町村という話もありましたけれども、町村ではあまり例がないんですが、新庄市あたりは創業支援の件数が結構あったと思います、実績からして。多分それは、農業関係が多いのかなと思います、新規農業。農業といっても、例えば水稲ではなく、加工、6次産業部門のほうの新規就農、すみません起業、6次産業系の起業というところで件数が上がっているのかなと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 今まで、持続化給付金への上乗せだとか、既存の事業をしっかりと守っていくというのが必要なんですが、やはり農業も法人化するという中で、そういったところをしっかりと育てていく、そういうことがやっぱり一方で必要だと思うんです。私も、家族経営、個人農業というのが基本にあつてしかるべきだとは思ふ立場ではあるんですが、そうはいっても規模拡大してチャンスがあるのに、それを生かし切れないというものもないのかなと思うので、そういったところに対する対応として、法人化を見据えた創業ということもあり得るかなと。ただ、この創業支援の場合、なかなか様々な支援が個人事業でやっているのと、それから法人なりした場合ってなかなかうまく使えなかったりもして、個人から法人に、最初からいきなり会社をつくるというのが前提の補助だったり、登記費用の減免だったりもするので、個人事業から法人にするというのがなかなか、その辺がちょっと使いづらかったりもするのかなと思いますので、国のほうとしてもこういう創業支援というのがあるわけですが、それと併せて村独自に今後創業という観点で何か施策として考え得ることはあるでしょうか。もしあれば、ま

だないよというのであればいいんですが、もしあれば聞かせてください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、村としては創業支援の取組といましようか、策定をしないというわけではありませんので、そういった機運が出てくるということ、あるいは相談を受けてからでもやはりそういった必要性を感じられれば、当然つくっていかなければならないと思っています。それから、今何か村独自ということですが、私がいつも県の知事と話をするときには、補助金の在り方についての意見として私の意見を申し上げております。大蔵村としても、村独自の補助金をしていますけれども、県が補助をする場合、そういった市町村の配慮分として、市町村が応援することであればそれにかさ上げをしていただくような、そういうふうな手法を取るべきであろうと私は言っているんですね。一律に配るのもいいんですけれども、むしろそのことに特化して頑張る市町村に応援をするというやり方に、これからは補助金の在り方というものを考えていかなくちやいけないんじゃないかという提言を申し上げております。そういうことが、今非常に県でもそういう方向に進みつつあると聞いてございます。それで非常にうれしいかなと思っています。そういったことで、大蔵村がそのきっかけになればということで、特にこの創業支援とかそういうことは大事なことでございますので、今後、全てとはいきませんが、いろいろな形の中で補助制度、そういったものを考えていきたいなと思っています。このことは、午前中に質問のありました加藤忠己議員の話にもありましたけれども、ただ、全部にということではなくて、特別不利益を被っているとか、その特殊事情によってなかなかその制度の利益部分を共有できないということがあった場合、それを村で補填したり支持してあげるのが私は補助金の在り方かなと思っています。そして、なおかつ、村がする、自治体が出したものに対しては県がする。県がすれば国が特別に支援しますよと、市町村支援型のそういった補助金の在り方に変えていけるように、私からも発信をし、そして啓蒙を続けてまいりたいと思っています。これにというふうなことは、今のところ考えてございません。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 先ほどの話を、同じことをまた聞いてしまうんですが、今回の事業計画についてはやらないわけではなくて、状況を見ながらということで、そういう人がいればというちょっとそういうニュアンスのこともありましたが、先ほど言ったように、掘り起こしも含めてなので、鶏が先か卵が先かみたくなくなってしまうんですが、実際実務的にどのくらいの作業量がかかるかどうか分からないんですが、そんなに予算がかかったり難しいものでもないので、

喫緊にできるのではないかなと私は思ったんですが、やっぱりやるまでにはちょっと時間がかかりそうですか。検討する余地が相当あるんですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私はその中身的に、詳しく分からないというのが実情です。ですから、そういったことの対応については、担当課長、担当課が鋭意協議しながら進めていくものと思っております。ただ、それをつくっていいか悪いかということは私との話合い、そして私どもいつも週の初めにやっております三役会の中で話をして、そういったことを具体的に詰めているところでございます。ですから、担当課長がやっぱり必要だという判断をした場合、ぜひそれを上げていただいて、我々もそれに近づくべき努力をして、そういった策定をしまいたいと思っています。そういうことですので、そんなに時間を要するというものではないと思います。ですから、必要に迫られればということもありますけれども、ただやみくもにつくってその枠の中に当てはまらないようなことばかりしても困るものですから、その辺を課長はしっかり考えているんだなと思っております。ですから、むしろ大蔵村に合ったやり方の中で、そういった創業支援というんですか、それがやればという思いで担当課長としてはいるんだろうなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） まず、できるだけ早く検討もしながら、こういったものが実現することを願っております。

次に、ごみ袋の件ですけれども、まだ大分残っているものというか、ストックがあるんでしょうから、全部あしたからレイアウトを変えてくれということではないんですが、先ほど村長からあったように、今後検討課題だということでありましたが、今現在どのくらい残量が残って、今後見直すとすればいつ頃のタイミングでできるのか。大ざっぱな将来の時期というのは今ここで発表できるでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員からは、より具体的に、それもやっぱり肘折地区に限られるようなことの質問をいただきました。毎日そういったことで難儀をされている方々、あるいは週1回とか月1回とかある方でやっぱり違うと思いますので、そういった意見もあるんだなということを改めて確認をしたところであります。今、質問されたこと、ちょうど11月30日に2万枚を納品していただいたところだと聞いてございます。年間6万枚使うんだそうです。後から

詳しく言ってもらいますけれども、ですからこの2万枚を消化しないうちは、使い切らないうちは、なかなか次のことには行かないと思っています。検討はすると言いましたけれども。そのことをまず御理解ください。確かに、こういった要望的なことの質問は、こういった一般質問でなくても担当課においていただいて、課長なり課内に話していただきますと、それは対応できるものかなと思ってございます。決して、私は一般質問であれして駄目だとかこれして駄目だとは言いませんけれども、やはり施策なりそういったことを議論する場にしてほしいものだなということ、私から大変僭越ですけれども、そんなことを言わせていただきます。確かにこれ開いたら、この状態に来るものですから開かないと書けないということ、そして書くにもここにやっぱり、先ほど議員がおっしゃったようにしわがあるということで、普通はこういうふうにして伸ばして書いているんでしょうけれども、まず今は、さっきの繰り返しになりますけれども、ある物はまず村として完全に消化したいと思います。ちょうど議員から質問をいただいたそれをきっかけとして、今までは石油系の、プラスチック、やっていたものですから、それをエコのに変えるということで、できればそういうふうに変えていきたいなと思ってございます。まだ最上郡でもやっているところは1つの町だけだそうであります。そういったことで、そういうことがきっかけになれば、またいいのかなと思っております。ですから、今後についてはより具体的なことでは結構なんですけれども、そういうことは担当課にさせていただけるようなことに配慮いただければ、どうなのかなと思っています。決して、制約するものではないと思います。そのところを御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 分かりました。エコ化と併せて、レイアウトも改善していくという趣旨のことだったと思います。一般質問で何するかというのはなかなか私も、どこまで担当課と詰めるものと一般質問で取り上げるものというのは、やっぱり質がちょっと違うのかなと思いつつも、たつての住民のそういう要望もあったものですから、今回は一般質問という形にしましたが、引き続き今後はいろいろな形で担当課に行けるものは行って、あとこういうことで質問するものは質問する格好にしたいと思います。今日のところはこれで終わります。どうもありがとうございます。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開 2時15分といたします。

午後 2時06分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

8番早坂民奈君。

〔8番 早坂民奈君 登壇〕

○8番（早坂民奈君） 私はタブレットの利用状況と今後の活用はということで村長に伺います。

タブレットが設置されて大分たちますが、利用状況はどうなのでしょう。初めは、高齢者の世帯が優先され、使用方法なども説明を受けておりますが大丈夫でしょうか。その後のフォローはどうしているのか。また、導入する際の説明では、安否確認、コロナ禍での配付物の代替に利用とも聞いております。村のホームページは閲覧できておりますが、高齢者やパソコンが苦手な人たちは情報をタブレットから得るには難しいと思われれます。先日、道路工事の詳細を添付しているとのことでしたが、見ないのではないのでしょうか。今後、タブレットからの情報共有は、時代に沿った大変有効なことであり、積極的に活用してもらうにはフォローが重要です。宝の持ち腐れにならないためにも考えていかなければならない事項であると思います。村長の考えをお伺いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） タブレットの利用状況と今後の活用はという早坂議員の質問にお答えをいたします。

議員からは、情報機器いわゆるタブレットの取扱いに不慣れな方々に対する丁寧な説明が必要との御意見と御質問をいただきました。

まず、初めに、現在の利用状況について御説明いたします。防災情報タブレットの整備は、令和2年2月から65歳以上で構成される高齢世帯に優先的に配付を開始させていただきました。一般世帯の配付については、本年9月にタブレット本体の購入を完了し、現在機器設定等を行い、順次その配付作業を行っており、今月24日までに事業が完了する予定でございます。12月2日現在で、高齢世帯で196世帯、一般世帯で461世帯に配付を終えております。このうち、受信準備を完了している世帯は、高齢世帯で188世帯、一般世帯で226世帯であり、合計で約63%の世帯が既に利用しております。

今後は、早期に全世帯への配付を終えるとともに、受信状況をしっかりと把握しながら、有効に活用していただけるよう対応してまいりたいと考えております。

また、タブレット以外での配信を受けられるよう、個人所有のスマートフォン等への登録や設定を終えた方は、消防団員が190名、役場職員138名、その他が203名おります。本村の緊急を要する防災に関する情報は、各家庭に配付したタブレットに加えこれら全ての登録者に配信されることとなります。

次に、使用方法などの説明は大丈夫かという質問ですが、このタブレットの特徴として、電源投入を行っていただきインターネット環境につなげば従来の個別受信機と同様の音声による通知が届くというシステムであります。また、それら通知の確認や添付ファイルの閲覧も指一本で確認でき、繰り返し通知の確認ができるものであります。議員御意見の、村ホームページや災害ハザードマップの閲覧もアプリ内の資料集からリンクしており、重要な情報を閲覧できるシステムとなっております。

配付時には、簡単な操作説明資料と委託業者による説明を行っているところでありますが、現在のところ操作に関する苦情や問合せはかなり少ない状況であります。その一方で、誤った操作による機器の故障や不具合などは発生しておりますが、担当職員と保守管理業者で対応し、その運用に万全を期しているところであります。

特に、議員御意見の操作が苦手な高齢者への対応については、それらの状況を把握しながら高齢者サロンの場や、老人クラブ等の集会の場をお借りしながらその対応に努めてまいります。

今回、全世帯にお配りしている防災情報タブレットは、電源を入れてもらえば従来の個別受信機と同様の機能を持つものであるということを皆様から御認識いただき、タブレットに触れていただきたいと存じます。

また、防災情報システムの有効かつ持続可能な活用方法を検討するため、役場内に本年10月1日付で防災行政無線システム利活用検討委員会を設置いたしました。住民に対する情報の速やかな伝達とペーパーレス化及び地域の活性化を図ることを目標としており、検討委員会での議論を今後の利活用に生かしてまいります。

最後になりますが、これら整備については山形県が計画し提唱する過疎地域持続的発展方針における過疎地域の持続的発展のために実施すべきものの優先施策に位置づけられているものでございます。地域におけるデジタルの活用は、これからの過疎地域の発展に必要不可欠なものであります。今後の過疎化や高齢化社会を考えると、高齢者がデジタル技術を抵抗なく活用し情報伝達を合理化していくことは本村においてもとても重要なことだと考えます。

村民の方々から防災情報タブレットを積極的に活用していただくため、村といたしましてもフォローに努めてまいりますので、議員皆様の御理解と御協力を併せてお願い申し上げ、答弁

といたします。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） この答弁をいただきまして、私の聞きたいことが8割方もうこの答弁にのっております。それなので、ちょっと詳細にわたってお尋ねさせていただきたいと思いません。

独り暮らしの高齢者のお宅に伺ったときに、テーブルの上、こたつの上ですね、その上にタブレットが置いてあって、これ鳴ったらすぐピッと押すんだよというふうにちゃんと使用を理解している高齢者の方もいらっしゃるんですけども、いや、どこさ行ったか分かんねやという高齢者の方もおりました。なので、これは本当にタブレットって、すみません、Wi-Fi環境がなくても、基本的なことなんですけど、これは受信できるのでしょうか。今の防災無線と同じく、ホームページとかハザードマップは見れないかもしれませんけれども、そういう連絡とか、そういうのは、ちょっと私の勉強不足なんですけど、ちょっとその辺教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私もあまりこういったものの得意でないものですから、これを整備をした、そして今実際にいろいろなことで問題解決に当たっている担当課の佐藤室長にお答えさせます。議長、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤克也危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） ただいま御質問いただきましたWi-Fi環境がなくてもつながるのかという質問にお答えしたいと思います。

昨年、先発として配付しました高齢者にお渡ししたタブレットに関しましては、Wi-Fi環境がなくても通じるタブレットとなっております。理由については、本体の中にSIMカードという通信のカードを入れておまして、それが理由で65歳以上の高齢者世帯に配ったタブレットはWi-Fi環境なしでもそのままつなげさせていただいています。それで、今年9月から一般世帯にも配付していますけれども、主に一般世帯のWi-Fiの普及率が蔵村の場合は昨年のアンケート調査で約7割弱なんですけれども、そういうアンケート調査の結果が得られましたので、それを基に一般世帯に配付しているタブレットに関してはWi-Fi環境がなければ通信できないというタイプになっています。当然、一般家庭におきましてもWi-Fi環境がない家というのもあります。そのフォローとしまして、役場が推薦するといっても、役場は推薦できないものですから、委託業者が推薦する通信業者さんに契約してはどうかという案内をその都度出しております。その金額については、1か月当たり約500円弱の金額

で1年間、月額500円でいわゆる高齢者に配っているタブレット同様Wi-Fi環境がなくてもつながるような仕組みとなっております。ということで、2種類の方法でタブレットを配付しております。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 私も65歳以上になるものですから、Wi-Fi環境の、多分最初のほうのを頂いてはいると思います。でも、うちではちゃんとそういう環境は整っていたので、そういう心配はなかったんですけども。ある方は、自分は72歳だけれどもまだ来ていないという人もいますよ。そこにWi-Fiが、70歳以上で高齢者って言ったら失礼なんですけれども、その方だけの家族ですから、そこにWi-Fi機能がなかった場合、今おっしゃったように月500円ですよ、それは自分で払わなきゃいけないことになりますよね。自分じゃないんですか。これは村で払って、すみません、自分で払う場合に、最初にした同じ条件の人が500円払う人と払わない人、それが出てくると思うんですけども、もし高齢者の場合、残っていて、高齢者の方たちのところには、村のほうでそういうふうな差をなくすという考えはありますか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤克也危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） もう一度ちょっと整理したいと思うんですけども、72歳の例えば二人世帯でもらっていないと言われましたけれども、65歳以上の高齢者で構成される世帯ですので、例えば72歳の高齢者と例えば孫と一緒に住んでいるとか、（「いや、いない」の声あり）ちょっと、それに関しましては、本当に65歳以上で構成されている構成世帯には本当は滞りなく配付が終わっていると私は認識しておりますけれども、もしそういう世帯があったとすれば、後ほど私のほうに連絡をいただいて、十分対応していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

それからもう一つ、65歳以上で構成される世帯になった場合は、順次通信料を無料にしていこうということにしております。つまり、先ほど申し上げましたとおり、先ほどの例にもありましたとおり、例えば70歳の高齢者とお孫さんの二人暮らしとか、息子さんと二人暮らしで、65歳以上の世帯をまだ構成されていない場合は、Wi-Fi環境もしくはSIMカードというものをに入れていただいて、通信できるようにしていただくようにしています。ただ、その世帯がだんだん高齢化が進んできて、65歳以上の高齢世帯になった場合には、その年度内にいわゆる通信料を無料にするSIMカードを入れたタブレットと交換するところを段階的にやっ

ています。今年度においても、65歳に達する高齢世帯が数件ございます。それに関しても今ピックアップ中でして、該当になった高齢世帯から今までWi-Fiでつないでいたものを、そのまま使うという方はそのまま使っていただいておりますけれども、どうしても役場の無料のSIMカードが入っているタブレットが欲しいという場合は交換するような段取りで今動いているところです。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） それでは、Wi-Fi環境のほうはよかったですけれども、私たち議員がタブレットの説明の中で安否確認と配付物の回覧、コロナ禍において回覧を少なくしようというお話を伺いました。私が感じたのは、安否確認というのは何日間、一応確認ボタンを何日間か押さなかった場合に確認することなんですけれども、まだ半年くらいしかたっていないのでどういう状況とか分からないんですが、今のところどういう状況になっておりますでしょうか、その安否確認の仕方というんですか、それを教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤克也危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） このシステムですけれども、議員仰せのとおり、安否確認ができるシステムとなっております。それで、テスト、試験送信としまして今まで「今日の調子はいかがですか」というものを何度か高齢者世帯には送信した経緯がございます。そのときには、ほぼ8割方の高齢者の世帯で確認ボタンを押していただいた経緯がございます。その実績を基に、先ほどの村長答弁で申し上げました活用の検討委員会を10月1日に立ち上げましたので、その会議の中で高齢者の安否確認を担当しております健康福祉課関係の委員の方々と話し合いをしながら、その安否確認等、高齢者の安否分等にいかん改善をしていくかということを検討していきながら、今後活用の方向に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 試験配信のときは私もやっぱり押しました。それで、今年の10月1日にこの防災行政無線システム活用検討委員会、今検討している最中であってまだ全世帯にタブレットが設置になっていないので検討中という受け取り方でまずよろしいんですね。そして、その後、全世帯になった場合、これは高齢者だけの安否確認だけではなくて、これって本当に私分らないんですが、高齢者に該当する方だけに向ける発信もあるのか、もしくはもう全世帯に発信をするのか、その辺どうなんでしょう。そうでないと、もうあまりにも広過ぎるし、

それを把握する把握の仕方、3日連絡ないけれどもどうするんだろうと。もし、そうなったときに担当課が行くのか、もしくは御近所の民生委員が行くのか、そういうふうなのを今検討していると受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤克也危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） ただいまの御質問ですけれども、グループの設定ができるのかという質問かと思われます。村長の答弁にもございましたとおり、今役場職員のグループもございます。なおかつ消防団のグループもございます。なおかつ今は高齢者世帯ですね、さっき申しあげました65歳以上で構成されるグループ、あとは一般世帯、それ以外のグループです。そのほかにもいろいろなグループがつくれるシステムとなっております。そのグループに登録した方は、そのグループへ担当のほうで送信したデータを受け取れるという。全村民じゃなくて一部のグループにもメッセージを送れるシステムとなっておりますので、その辺がちょっと今までの防災行政無線と違うところかなと思われますので、その辺をうまく活用しながら、いわゆるグループ別の送信を多用しながら、いろいろな役場の情報をその関係するグループの方々に、村民の方々に伝えていければいいと考えております。今後の活用検討委員会のほうで、その辺も詳しく話をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） グループごとというのは分かりました。ただ、私本当に高齢者のことをちょっと心配していたんですけれども、ボタン1個で操作できるってなっていますけれども、この苦情とかそういうのはないけれども、操作が間違っ壊れたとか、そういったことは理解をしていないから壊してしまうということですよ、その頂いたというか持っていらっしゃる方たちが。そうすると、そのフォローの仕方、今老人クラブとか高齢者のサロンの場でも教えていただくということですが、1回、2回聞いてもなかなか分からないし、グループで聞いたときには、ああなるほど、じゃあうちへ帰ってとなったときに分からない。そういうときは、どういうふうなフォローの仕方をしていただけるのか。もしかしたらこれ、毎日そういう電話が来るんじゃないかなって、ちょっと私余計な心配しているんですけれども、そういうふうに直接にそういうふうに教えていただける担当者というのは、常にいらっしゃるのでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤克也危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 2つ質問があったと思います。1つ目は故障に関してですけれども、故障に関してのいわゆる報告なんですけれども、高齢者よりも若い方のケースが多いようでした。理由としては、タブレットはこれといった厳しい制限をかけておりません。ですの

で、ちょっと知っている方ですといろいろなことができちゃいます。例えば、システムのバージョンアップをするとか、いろいろなことができちゃうというふうになっております。それをやっちゃって、いわゆるクラッチという防災情報のシステムが消えてしまったとか、そういうふうなことが一番多い故障というか原因となっております。その場合は、ちゃんと業者さんのほうに委託していますので、一度タブレットをお預かりして、業者さんにお返しして、再設定していただいてまた配るということで、復活するということになっています。

高齢者の方は、やはり素直という問題あるんですけども、やはりそれを使うという基本的な動作しかしないので、ほぼ壊れたということはないようでございます。

もう一つに関して、高齢者に関してのフォローですけれども、現在は担当のほうと私のほうで高齢者からいろいろな操作の説明を電話等で受けたときは対応しております。また、これのほかにまだ全世帯への配付が終わっていないんですけども、烏川の老人クラブから先日お電話がございまして、ぜひ地元の公民館で説明会をしていただけないかということでしたので、実は来週の12月15日水曜日に烏川公民館で1回目のグループでの説明会を行う予定でございます。その際には、そこにお集まりの皆様のお名前をうちのほうで把握しまして、そこに実際に役場から集まった人だけに試験送信をして、その使い方を指導してはどうかということ、今担当と話しておまして、やはり高齢者には分かりやすい懇切丁寧な説明を心がけていきたいと思っております。あわせて、今後もそういう機会があれば、高齢者への説明は繰り返し行う予定ですが、役場で日程を決めてそこで地区に入って説明会をするよりは、できればグループなりつくっていただいて、日程を調整しながら、皆さん、住民の方、高齢者の方が集まれる日程に合わせまして、うちのほうが赴きまして、いろいろな試験送信をしながら指導してまいりたいと思っておりますので、早坂議員に対しまして、もし地元のほうのそういうのがございましたら、私のほうに伺っていただければ、その操作説明の日程を調整したいと思っておりますので、御連絡いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 本当にこれは始まったばかりですので、これからいろいろな問題が起るとかそういうのに対応していただくと思うんです。ちなみに、これは危機管理室が担当になるんですか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤克也危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 本体及びシステムの担当は危機管理室になりますが、今度グル

ープをつくったことで、例えば農業者グループだとかいろいろなグループがこれからできると思うんですけども、そのときにはそのグループの担当がそれを発信するときの責任者になると思われま。その辺のシステムの利用に関しての規約的なものですか、基礎的なものもまだ整備中でございますので、今、早坂議員から御指摘いただきましたとおり、そういったものに関しても整備していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 今、たまに流れてくるのは、いろいろな課で、インフルエンザのことだったら健康福祉課なりそういう感じで流れてくるんですけども、そういう形でもし来た場合、こっちは何とか課だなと思えばそれに対して聞きたいこと、そういうのはタブレット上での交信というか、そういうので通信というのができるような状態にするのか、もしくは電話で連絡くださいとなるのか。本当に始まったばかりだから、本当に分からないんですけども、ただ私は、やはりこれからもうこういう時代になってくるんだろうなと思ひているし、小学校からもうタブレットの授業が始まっているし、若い方はそれなりにすぐスムーズに入れるんですけども、私たちデジタルというかそういうの苦手だなと思う人たちに、その人たちに合った送信の仕方をなさってくださいとは思ひます。その辺の気配りをしながら進めていただけたらなと思ひます。それで、やっぱり独り暮らしの人たちって、本当に何が起きるか分からないので、こういうタブレットもいいんですけども、地域の人たちにも見守りというか、これがあるからもう大丈夫だねというのではなくて、見守りをしていただけるようにちょっと民生委員とかそういう方たちには仕事が増えるかもしれないんですが、そういう気配り的なことも一緒に併せてこの事業を進めていただけたらなと思ひます。

私はこれで、そういう思ひを込めまして、質問は終わらせていただきますので、よろしくどうぞお願ひいたします。

○議長（鈴木君徳君） 6番海藤邦夫君。

〔6番 海藤邦夫君 登壇〕

○6番（海藤邦夫君） 今年最後になりますけれども、ひとつよろしくお願ひいたします。

質問事項ですけれども、清水、合海地区最上川堤防は大丈夫か、2番目として内水対策としての排水ポンプ場の計画は、昨年もいたしましたが、また一部状況が変わりまして、再度質問するわけでございます。

要旨ですけれども、昨年7月の豪雨災害は50年、100年に一度という災害に見舞われました。最上川が氾濫し白須賀地区においては一般家屋やJAなどが甚大な被害を受けました。今後も

このような最上川の氾濫がいつ起きてもおかしくない時勢である。清水、合海地区の堤防が越水する可能性も考えられます。堤防が越水し決壊すれば、その被害は計り知れないものになります。現在ある堤防をよりかさ上げし、今後起こり得る災害を未然に防ぐためにも国に対して要望をしていくべきだと思います。村長の考えを伺います。

2番目といたしまして、今年の豪雨でもってまた合海地区では内水被害が発生し農作物が冠水、トマトや稲などに被害が及びました。内水といっても烏川向の清水堰のトンネルの入り口からと考えられます。内水は、最上川の水位が下がらないと放出されず、たまったままである。現在、子育て支援住宅どんぐりや、昨年団地造成した新しい住宅にも被害が及ぶ可能性も出てきて、被害が広がると考えられます。排水ポンプ場の設置を強く要望する。村長の考えを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 最後の質問となります。それにお答えしたいと思います。

「清水、合海地区最上川堤防は大丈夫か」と「内水対策としての排水ポンプ場の計画は」という海藤議員の質問にお答えします。

初めに、清水堤防のかさ上げについてであります。昨年9月議会と令和元年12月議会の一般質問でもお答えしましたとおり、清水堤防だけをかさ上げすればよいということにはならないものと考えております。最上川流域全体を整備していくことが必要であると考えております。確かに清水堤防をかさ上げすることは、私も村の中心部である清水合海地区を洪水被害から守る上では大変重要であると考えております。ただ、昨年7月の豪雨災害では、現に白須賀堤防が越水し、JA大蔵支店や周辺の住宅が床上浸水するなどの被害が発生しております。白須賀堤防はまだ完成形に至っておりませんので、村としましては優先して国土交通省へ白須賀堤防の早期完成について要望しているところであります。

現在、国土交通省では昨年7月下旬の豪雨災害を踏まえて「最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト」を策定し、昨年7月の豪雨と同規模の洪水に対し氾濫を防止し、流域における浸水被害の軽減を図ることとしております。具体的には、大蔵村内においては清水堤防の漏水対策や、白須賀堤防のかさ上げ、作の巻、白須賀、清水地区における最上川の河道掘削を行っていただいております。その他にも新庄市鶴の子地区での河道掘削や、村山市の大久保遊水地の改良なども予定されており、最上川の流下能力の向上や水位上昇の低減につながるものと考えております。

議員御意見のとおり、村といたしましても先ほど申し上げました緊急プロジェクトの進捗状況や、年々激甚化する洪水被害の状況を見ながら、清水堤防のかさ上げ、補強対策などを国土交通省及び関係機関に対し要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。実際に今までも、何回となくこのことについては要望活動を実施してございます。

次に、内水対策についての質問にお答えいたします。こちら、昨年9月議会で質問をいただいております。昨年7月の大雨による内水は、議員が御質問のとおり、烏川向地区にある清水堰からの流入により清水合海地区の内水被害の拡大につながったものと考えております。昨年10月に議員からも御参加いただき、清水堰による水害対策の現地調査を行い、関係者による情報共有を図り対応を検討した経緯もございまして。

清水堰のトンネル入り口を応急的に封鎖することは可能であると考えておりますが、清水堰は清水合海地区の農業用水や防火用水にも利用されておりますので、トンネル入り口の封鎖の有無等については各組合の意向を考慮しながら対応を検討してまいりたいと考えております。令和4年度の中で、しっかりと希望といたしましうか意向を確かめていきたいと思っております。

また、内水対策につきましては、基本的には当該自治体で対応することとなっております。常設の排水機場の整備となりますと莫大な事業費が必要となり、財政的にも本村単独で排水機場を設置することは困難でありますので、国土交通省や関係機関に要望しているところであります。

村内では、清水合海地区のほかにも作の巻地区や稲沢地区でも内水被害に大変苦慮しております。現在は、最上広域組合として排水ポンプ車を導入しておりますので、当面はこのポンプ車を多面的かつ機動力を最大限生かした活用で対応してまいりたいと考えております。現在、大蔵村にその広域のポンプ車が配属されてございます。内水処理につきましては、地域にとって重要な課題でございますので、議員皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 昨年の洪水になったときの時点とちょっと状況が違いますので質問するわけなんですけれども、今年最上川の河川工事が始まったわけです、作の巻と清水、白須賀地内の河道掘削の工事も始まりました。工事内容、ちょっと途中に書かれていますけれども、被害を軽減するために河川に堆積した土砂を掘削除去するとともに、白須賀堤防のかさ

上げを行うということでございます。白須賀堤防、かさ上げすればあそこも水害がなくなって大変よいことだと思います。本当にいいことだと思います。その反面といいますか、その分だけまたもし同じような水位になった場合、清水のほうも、堤防のかさ上げでもしないと越水するんじゃないかと思っているんです。それが心配なんですよね。今までは、そんなことはなかったんですけれども、去年の洪水を体験してみますと、本当に昔の洪水と違って大規模なといいますか、もちろん家屋についても昔の家屋浸水とまた違って、今はもういろいろな、洗濯機とかいろいろな電気製品が置いてあるわけでございます。昔だったら何もなかった、畳くらいのものでしたけれども、本当に今はいろいろな物が被害を受けて、大変な状況になると思っています。そのためにもやっぱり、清水の堤防もかさ上げしないと、かさ上げするのが一番よい、ベターではないかと思っています。そしてまた今、去年も言ったんですけれども、旧大蔵橋の下流なんです、あそこがまだ低くて、もちろん道路から上がってくるような状況でございますので、そこが一番低くなっております。あそこだったら、去年だったもう50センチ上がったらあそこ越水するって、そういうふうな状況です。本堤防はやっぱり1メートルくらいの高さがありましたけれども、あそこはすると思います。そして白須賀堤防ができることによって、またできたことによって、もう少しまた水位が上がるんじゃないかなと思っていますが、そのところどう考えていますか。町長答弁をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 海藤議員からは、昨年と状況が違って来たという形での質問をいただきました。昨年の災害被害を受けて、その原因となることを今工事をしている、堤防かさ上げであったり河道掘削だったりそういうことで、大変早い対応ということで、地域住民も非常に喜んでいてということ聞いてございます。

先ほども申し上げましたけれども、最上川全体を捉えて、流域治水という形で捉えているようであります。そういったことで、1か所のみ改善あるいは工事ということではなくて、最上川全体の流れの中でどうしたら一番被害が少なくなるだろうということを考えての結論だと聞いてございます。そういったことで、白須賀堤防と清水合海堤防との関わりということで議員が心配されているということ、今よく分かりました。つまり、白須賀堤防がかさ上げされたことによって、今度は清水合海堤防が越水するのではないか、あるいは決壊するのではないかという御指摘だと思っています。特に、旧大蔵橋の下流が、すぐ下ですけれども、心配だと。前回の洪水でももう少しで越水をするところだったというお話でございました。これについても、国土交通省あるいは担当の新庄河川事務所、そういったところで全て計画的なものだ

と聞いてございますけれども、私どもやはり自分のところが一番大事ですから、特にこの清水合海については村民の3分の1が住まいする地域でございます。これが堤防が破堤をしたり、あるいは越水すれば大変だということは皆さん同じ思いだと思っております。ただ、国の仕事の中で、先ほど申し上げましたとおりそういう一体化した形の計画なものですから、なかなか私どもの意見だけが通るということはないようであります。ただ、これにもめげず、しっかりと要望活動もしてまいりますけれども、ただ今までと違ったことはもう一つあるんですね。上流のほうをいろいろ整備をしたり、それから下流についても整備してございます。そのことによって水の流れが変わってくるということでもあります。そうすることによって、堤防を今までよりも上がるかとなると、今までよりも水、同じ水来た場合はずっと下がるというふうな捉え方をしているようであります。詳しいことは、もし必要であれば専門的な知識のある高山課長から答えていただきますけれども、私が聞いている範囲内ではそういうところであります。そういうことで、議員が御指摘されていること、それは心配ですけれども、今の段階ではできる手だてを全てやっただけだと思っております。破堤についても、外側のほうに土砂の張りつけということをして堤防を補強してございますし、あるいは鉄板を打って下からの地下水の流入もなくしているということも聞いておりますので、まずは万全の体制で今はやっただけだと思っております。その一番手始め年度として大蔵村からやっていただいたということ、これは国土交通副大臣もお見えになって、皆さん御存じのとおりいち早い対応でやっていただいたということ、本当に国、県に感謝を申し上げているところであります。今後も、議員の御意見のとおり、村を挙げてそういった要望活動も強力に展開してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 一番早くそうやってやっってもらって大変助かったと思っておりますけれども、やっぱり洪水というのは100年に一度とか200年に一度と言いますが、毎年来るような時代に入ってきているような状態なんですけれども。私たちも、住民の人たちと話をするんですけれども、よく今、役場庁舎の移転ということがありますけれども、やっぱり役場庁舎の移転は行政の中核でもありますからそれは当然必要だと思っておりますけれども、その前の時点で、そうしたら私たち住民、もしも越水や何かしてきた場合にはどうするんだやとまず住民の人たちから言われるんです。役場のほうは水のないところに行けば大丈夫だろうけれども、何かそういう、住民を置いて役場だけが行くっていう、そういう声をお聞きしますと、何かそこに矛盾を

感じているのは私ばかりじゃないと思うんですよ。何でもそうなんですけれども、被害が発生して初めて国が動くというような今の状況なんですよ。そういう被害があつてからでは本当に遅いと思うんです。やっぱり、もう少しといいますか、行政も積極的に動いてもらって、どうにかしてもらえないかと、私は本当にそっちのほうの、近所の住民として思っているんですけども、そこのところをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 海藤議員のおっしゃることはもっともだと私も理解してございます。そういったことで、今まで役場移転に対してもいろいろな賛否両論がありました。それから、今回、去年のそういった災害を経験して、住民の方々も司令塔になる役場移転はこれは大至急やっていたかなくちゃいけないという思いで、大半の方々がそういうふうに思っていたという反面、私がいつも懸念として思っていた役場だけがじゃあそういった安全なところに引っ越していいのかという疑問にかかるだろうと思ってございました。やはり、案の定、そういった形の方々もいらっしゃるんだなということ、また改めて海藤議員からお聞きして、そういうことが、役場移転ということが具現化すればするほど、そういった意見も出てくるのかなと思ったところであります。まずは、これから起こる自然災害については誰もが予測できるようなものではありません。自然災害ですから、人がそれに対応した対応策というものは、必ず万全ではないということだと思えます。かさ上げをしたから大丈夫というものではありません。破堤する場合があります。ですから、100%ということはないわけですので、まず災害が発生すれば、命を大事にする、そういう行動が第一番であります。ですからやっぱり、逃げるしかないと思うんですね。それについては、先ほどのタブレットの配付も全て関係してきますけれども、安心安全に移動できるそういった体制とか連絡網、そういったこともしっかりしていかななくてはいけないと思っていますし、そのためにいろいろな整備をしているんだということも御理解をいただきたいと思えます。

今、海藤議員の言われることは分かるんですけども、じゃあ全ての地域、そういうことを一度にできるわけではありませんので、今こういうふうにしていろいろな対策工事をやっている、そのことが、まずは幸せなことかなと私は考えてございます。でも、それで満足することなく、議員がおっしゃられるとおりこれからよどむことなく、地区住民を守るという行動の運動ですね、それはしっかり皆様方と手を携えて、議会と手を携えて、中央省庁あるいは県に要望してまいります。そういうことで御理解をいただきたいと思えます。おっしゃることはもっともだと思いますけれども、それについてはある程度対応していただいているとい

うことで、御理解をいただきたいと思います。100%というのはございません。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 本当に、村長の言うことは当然それは、やっぱりこぼっかりやるということとはできないことですが、地道に末永く要望したりなんだりしていくことによって、その堤防のかさ上げとか何とかなるんです、まずよろしくお願いいたします。本当に、役場内の電柱の、あそこ表示なっているんですけども、2メートルのあそこまで水が来たらどういう状態になるのかなど、本当に私つくづく、毎日見てあそこ通って、あそこまで上がったら本当に清水合海は本当に壊滅状態になるような被害を受けるんじゃないかといつも思っているんです。そうならないためにも、今後ともよろしくお願いいたします。

それから、2番目の内水ですけども、去年も村長と一緒に見てきたんですけども、あそこ、大分本当に、まさかあそこまで上がるとは誰も、私も思わなかったんですね。去年、あのくらいの高さまで上がって、初めてあそこから入っていったということに気づいたんですけども。あの水は、あの高さで襲われたら、相当の水の量が入っていきますよね。だから、大蔵村も、あの管理は清水堰土地改良区でやっているんですけども、村は関係ないということじゃなくて、やっぱり防ぐところ、あの内水だって、土地がなければ清水合海のほう去年のような状況になるわけでございますので、そのところ、一緒に話し合ってもらって、やってもらいたいと思います。あそこは、完全に塞ぐのではなくて、やっぱりヒューム管、冬の水が欲しいというところもある、防火用水のほうでは冬の水が欲しいって、あそこで今、金比羅神社の下で、板を作ってあそこに水ためて、一時的な放水をするって、そういうふうな中でのあれですから、完全には止められないんですけども、ある程度水たまるようなところになっていますから、ヒューム管ある程度、そんなに大きいヒューム管でなくてもいいですから、1つか2つくらいすると、その水の量って半分以下で収まると思うんですよ。だから、そういうふうな清水堰の土地改良区と一緒に話し合って、今後進めていただきたいと思います。そして、さっきも言いましたけれども、どنگりとかやっぱりあそこら辺に、去年は本当にあそこまで水が来たんです、内水の水が。だから、あの人たちもやっぱり1年や2年で家建てて浸水したらこれは大変だって、そういうふうにすると思うんです。ああいう人たちは、今後大蔵村さいられないやとかっていう話にもなるかと思えます。そういう内水対策も今後ともお願いしたいと思いますが、そのところをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 住宅団地もそうですし、そういったことで子育て支援、そういうことで便利なところということであの場所を選んで団地造成をしたわけでもありますけれども、今海藤議員がおっしゃるとおりそういった水上がる災害になる場合、そういった思いも出てくると思います。そういったことですので、それに対しては先ほど答えたことで御理解をいただきたいと思えます。

それから、今の内水のことですけれども、1回目の答弁でも申し上げましたけれども、あそこを塞ぐということは行為としてできます。そんなに難しいことではないのかなと。大型土のうを積んだり、いろいろなことで完全に止めることもできます。ただ、今おっしゃるように、冬場はどうしても使いたいということであれば、下のほうにヒューム管を入れて、そこも止められるようにすればいいんじゃないかと。具体的にその工法についてはいろいろあろうかと思えます。ただ、それを清水堰に関わるいろいろな団体の方々が了承していただけるのかということも、先ほど申し上げました。それについては、令和4年度の中で具体的に各関係団体との話し合い、それを持って、了承をしていただければ直ちに塞げると思っていますので、そういうことで、令和4年度の中で進めてまいりたいと思っています。それで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） やっぱり、内水というのはそれは大切ですがけれども、水は大切ですがけれども、やっぱり命のほうが大切ですからね、何といたしても。内水対策は、話し合えば当然そういうことを承諾してもらえらると思えますので、今後よろしくお願ひしたいと思えます。

これで質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日12月10日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時10分 散会

令和3年12月10日（金曜日）

第4回大蔵村議会定例会会議録
(第2日目)

令和3年12月10日（金曜日）

出席議員（10名）

1番	芥藤光雄君	2番	八畝信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	矢口真二郎君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	滝沢恒彦君
診療所事務長	小野秀司君
教育課長補佐	羽賀明美君
住民税務課長補佐	中島輝美君
地域整備課長補佐	早坂健司君

職務のために議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

東 谷 英 真 君

議事日程 第2号

令和3年12月10日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 請願第 6号 村道熊高・桂線 熊高地内の道路整備に関する請願
- 第 2 議第 91号 大蔵村過疎地域固定資産税課税免除条例の設定について
- 第 3 議第 92号 大蔵村議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議第 93号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議第 94号 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議第 95号 大蔵村国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議第 96号 大蔵村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議第 97号 大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議第 98号 大蔵村生産物直売所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について
- 第10 議第 99号 字の区域の変更について
- 第11 議第100号 大蔵中学校長寿命化改修工事（外壁・外部開口部改修工事）の請負契約の一部変更について
- 第12 議第101号 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）
- 第13 議第102号 令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議第103号 令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議第104号 令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議第105号 令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議第106号 令和3年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議会広報調査特別委員会の調査報告の件
- 第19 発議第 7号 大蔵村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議会広報常任委員会委員の選任について

議事日程の追加

第1 議会広報常任委員会の閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

昨日は一般質問、誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 請願第6号 村道熊高・桂線 熊高地内の道路整備に関する請願

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、請願第6号村道熊高・桂線 熊高地内の道路整備に関する請願を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。8番早坂民奈君。

○産業建設常任委員長（早坂民奈君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した月日 12月9日

事件の番号 請願第6号

請願書 村道熊高・桂線 熊高地内の道路整備に関する請願

請願者 大蔵村大字清水40番地

熊高地区自治会

代表 矢口 智

国道458号接続部から上熊高集落内の道路については、幅員3メートル程度と車の対面通行が困難な状況であること、また冬期間においては幅員がより狭くなり、生活に大きな支障となっていることを考慮すれば、住民生活の利便性向上のため必要なものと判断し、採択といたしました。

審査結果、採択。

以上、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 報告が終わったので、委員長に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

日程第2 議第91号 大蔵村過疎地域固定資産税課税免除条例の設定について

- 議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第91号大蔵村過疎地域固定資産税課税免除条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

- 村長（加藤正美君） 皆さん、おはようございます。昨日、本会議一般質問、誠に御苦労さまでございました。今日もまた議会審議よろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第91号大蔵村過疎地域固定資産税課税免除条例の設定について。

この議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の施行に伴い、新たに大蔵村過疎地域固定資産税課税免除条例を整備するため、提案するものでございます。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。
○住民税務課長（長南正寿君） 議第91号大蔵村過疎地域固定資産税課税免除条例の設定について。

大蔵村過疎地域固定資産税課税免除条例を次のように制定する。

大蔵村過疎地域固定資産税課税免除条例。

改正内容につきましては、過日議員全員協議会で御説明させていただきましたので、内容説明を割愛させていただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。

附則。

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和3年3月31日以前に廃止前の大蔵村過疎地域固定資産税課税免除条例（平成2年条例第9号）第2条に規定する適用設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、同条例の失効後も、なお従前の例による。

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第92号 大蔵村議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第92号大蔵村議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第92号大蔵村議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国土利用計画法の改正により、村の国土利用計画の策定や変更時に議会の議決を要しなくなったため、提案するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第92号大蔵村議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例。

大蔵村議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「2 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項の規定に基づく大蔵村国土利用計画の策定又は変更に関する事。」を削り、「3 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める事。」を「2 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める事。」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第93号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第93号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第93号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第93号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例。

大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、詳細説明を割愛させていただきたいというふうに思います。

附則。

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（村民税に関する経過措置）

第2条 改正後の大蔵村税条例第24条第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する同項に規定する寄附金または金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した改正前の大蔵村税条例第24条第1項に規定する寄附金または金銭については、なお従前の例による。

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第94号 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第94号大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第94号大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第94号大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

大蔵村国民健康保険税条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、議員全員協議会で御説明させていただきましたので、こちらにつきましても詳細説明を割愛させていただきたいというふうに思います。

次のページをお開きください。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の2第1号、第9条及び第9条の2（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）第12条第1項の改正規定並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の大蔵村国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 今回は地方税法の改正ということで恒久的なものになると思うんですが、限られた人しか対象にならないと過日聞いたわけですが、不足した部分というのは、国のほうで財政的な手だてというのはあるんでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 今の御質問は、均等割額の関係……（「そうです、均等割です」の声あり）国地方の負担割合としましては、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1というような負担割合、その穴埋めですね。というようなお答えでよろしいんですか……一応そのようなことになっております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 以前私も一般質問で、未就学児ではなくて18歳以下ということで提案したんですけども、未就学児だと、先日の全員協議会の説明だと、ほとんど対象者が大蔵村の場合いないということだったので、これを機会にして、18歳以下というような形でやってもいいのかなというふうに個人的には思っているんですが、ただ、今回の議案ではそうになっていけませんので、今後検討の余地があるかどうか、一言あればお答えください。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 以前も佐藤議員さんからそのような、一般質問だったと思うんですけども、お話をいただいております。

ただ、大規模な、例えば仙台市あたりはやっていますけれども、なかなかそういうふうに単独の予算で穴埋めをするとすると、国や県からお金が全く落ちなくなるということもありまして、その辺は財政にちょっとやっぱり響くので、難しい点があるのかなというふうに個人的には考えているところでございます。

以上でございます。（「なし」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第95号 大蔵村国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定に
いて

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第95号大蔵村国民健康保険条例等の一部を改正する条例の

制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第95号大蔵村国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、大蔵村国民健康保険条例等の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第95号大蔵村国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険条例等の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、こちらにつきましても議員全員協議会で御説明させていただきましたので、詳細説明を割愛させていただきたいというふうに思います。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和3年12月31日以前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第96号 大蔵村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第96号大蔵村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第96号大蔵村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、租税特別措置法の一部改正に伴い、後期高齢者医療保険料の延滞金の割合等の特例に関する規定を改める必要があるため、提案するものであります。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第96号大蔵村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、こちらにつきましても議員全員協議会で御説明させていただきましたので、説明を割愛させていただきたいというふうに思います。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第97号 大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第97号大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第97号大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、租税特別措置法の一部改正に伴い、介護保険料の延滞金の割合等の特例に関する規定を改める必要があるため、提案するものであります。

詳しい内容につきましては、健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 議第97号大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村介護保険条例の一部を改正する条例。

大蔵村介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「第7条第2項」を「第7条第1項及び第2項」に、「同項」を「同条第1項及び第2項」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「当該年の前年に」を「平均貸付割合」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に、「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤正美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな

いようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第98号 大蔵村生産物直売所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第98号大蔵村生産物直売所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第98号大蔵村生産物直売所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について。

この議案は、施設の老朽化により施設を解体したので、条例を廃止するものです。

詳しい内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長より議案の詳細説明を求めます。越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 議第98号大蔵村生産物直売所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について。

大蔵村生産物直売所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

大蔵村生産物直売所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

大蔵村生産物直売所の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第18号）は、廃止する。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤正美

提案理由です。

施設の老朽化により施設を解体したので、条例を廃止するものです。

以上、御審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第99号 字の区域の変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第99号字の区域の変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第99号字の区域の変更について。

この議案は、字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳しい内容につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 矢口総務課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第99号字の区域の変更について。

別紙変更調書のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤正美

こちらにつきましては、県営烏川赤松地区土地改良事業に伴って、字の区域の変更をするということでの提出になります。

別紙の変更調書のとおり、字名の変更でございます。左側に変更前、右側に変更後ということで記載させていただいております。

なお、一番下の舟形町云々とありますが、こちらにつきましては、昨年の6月議会で境界変更等が既に済んでいる部分でございますので、よろしく申し上げます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がない

いようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第100号 大蔵中学校長寿命化改修工事（外壁・外部開口部改修工事）の請負契約の一部変更について

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第100号大蔵中学校長寿命化改修工事（外壁・外部開口部改修工事）の請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第100号大蔵中学校長寿命化改修工事（外壁・外部開口部改修工事）の請負契約の一部変更について。

この議案は、令和3年7月19日に工事請負契約を締結いたしました大蔵中学校長寿命化改修工事（外壁・外部開口部改修工事）について、変更が伴ったため、新庄市大字鳥越1780番地1、沼田建設株式会社代表取締役社長金田孝司と工事請負契約の一部を変更するものでございます。

詳しい内容につきましては、教育課長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 鳴海教育課長より議案の詳細説明を求めます。鳴海教育課長。

○教育課長（鳴海由紀子君） 議第100号大蔵中学校長寿命化改修工事（外壁・外部開口部改修工事）の請負契約の一部変更について。

令和3年7月19日に建設工事請負契約をした大蔵中学校長寿命化改修工事（外壁・外部開口部改修工事）について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 大蔵中学校長寿命化改修工事（外壁・外部開口部改修工事）の請負 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 変更前 1億7,490万円
変更後 1億9,622万9,000円 |
| 4 契約の相手方 | 山形県新庄市大字鳥越1780番地1 |

沼田建設株式会社

代表取締役社長 金田孝司

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤正美

本工事につきましては、村の学校施設等長寿命化計画に基づき、今年度において、外断熱、複層ガラスによる結露防止工事を行っているものでございます。

変更内容は、当初設計図にそのまま使用することが可能と考えておりましたが、壁に埋め込まれている校内の配管、電気設備などを確認しましたところ、配管の取替えが必要なことが判明しました。それに伴い、現在の暖房器具が使用できないことから、ファンヒーターの設置について変更するものでございます。

また、資材の供給が遅れたことから、工期を当初契約の令和4年1月14日までを同年3月18日まで変更したことに伴い、降雪期の工事になったことから、外部足場の屋根かけや施工箇所の本養生などの追加工事が必要になることによるものでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 最初から申し上げますけれども、反対しているものではございませんので御心配なく。反対するんじゃないくて、中身なんですけれども、これ、業者の問題だと思うんです。これ諫言です、私の諫言。

これだけ高額なやつですから、さっき課長説明したとおり、必要なものは必要で、それは使わなきゃならなくて、それは賛成します。でも、入札制度ですから、これ業者の考えだと思うんですけれども聞いてください、入札制度ですから、入札はなるべく安くしなきゃならない。取れない、受注できない。入札を安く取って、その分、分って言ったら悪いんだけど、業者でもうけているんですね。それを補正で取るっていう手法があるんですよ。ですから、そういうことも頭に入れてしっかり監視していただければありがたいなと、そういうことです。

以上です。（「なし」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第101号 令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議案第101号令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第101号令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に8,100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,880万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費」に、債務負担行為につきましては「第3表 債務負担行為補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。矢口総務課長。

○総務課長（矢口真二郎君） 議第101号令和3年度大蔵村一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度大蔵村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,880万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費について説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費」

款、項、事業名、金額の順に説明させていただきます。

4款衛生費1項保健衛生費新型コロナワクチン接種事業550万円。

8款土木費2項道路橋りょう費苦水橋橋梁長寿命化対策事業1,000万円。猿屋敷橋橋梁長寿命化対策事業3,500万円。

5項下水道費特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金650万円。

合計5,700万円。

債務負担行為補正について説明いたします。

7ページ、「第3表 債務負担行為補正」

追加でございます。

事項、期間、限度額で説明させていただきます。

スクールバス運転業務及び村営バス運転業務委託事業、令和4年度から令和6年度まで、1億300万円。

次に、歳入の説明をいたします。

12ページをお開きください。

2. 歳入

なお、重要な説明については、歳出のほうで行いたいと思います。

12款分担金及び負担金 1 項負担金 2 目民生費負担金385万7,000円。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金52万7,000円の減。 3 目衛生費国庫負担金1,138万9,000円。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金72万7,000円。 2 目民生費国庫補助金32万3,000円の減。 3 目衛生費国庫補助金459万2,000円。

15款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金208万6,000円の減。

2 項県補助金 2 目民生費県補助金53万9,000円。 3 目衛生費県補助金127万9,000円。 4 目農林水産業費県補助金2,042万8,000円。

16款財産収入 2 項財産売払収入 4 目生産物売払収入 3 万1,000円。

17款 1 項寄附金。次のページをお開きください。 1 目一般寄附金1,500万円。

18款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金840万円。 4 目ふるさと大蔵村応援基金繰入金1,500万円。

20款諸収入 4 項 5 目雑入269万4,000円。

次のページをお開きください。

3. 歳出

1 款 1 項 1 目議会費 4 万1,000円。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費59万4,000円の減。 3 目財政管理費1,500万円。こちらにつきましては、ふるさと納税の寄附金の評価ということでより多くの寄附が得られるようにした結果、これだけの増が見込まれるということで、その見込んだ寄附金を通して活用するために基金を増額させる予定でございます。

5目財産管理費29万5,000円の減。6目企画費752万5,000円。こちらにつきましても、先ほどのふるさと納税に対する返礼に係る支出でございます。

11目情報通信基盤施設管理事業費。こちらにつきましては財源内訳の変更でございます。

12目諸費29万4,000円の減。

次のページをお開きください。

○住民税務課長（長南正寿君） 2項徴税费 1目税務総務費 4万9,000円の減。

3項 1目戸籍住民基本台帳費85万円。

17節備品購入費につきましては、委託料にも書いてあります個人番号カード券面事項プリンターの購入でございます。

5項 2目統計調査費。こちらにつきましては、報酬から需用費へ予算組替えでございます。

次のページをお願いいたします。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費202万6,000円。

2目国民年金費 2万6,000円。3目老人福祉費41万2,000円。4目障害福祉費11万4,000円。5目国民健康保険費396万3,000円の減。7目後期高齢者医療費44万円。

2項児童福祉費。次のページをお開きください。1目児童福祉総務費66万9,000円。

こちらにつきましては、18節負担金、補助及び交付金でございますけれども、こちらは出産支援給付金で、こちらにつきましては出産費用の一部を助成するもので、5万8,000円を支給するものでございます。

2目児童福祉施設費213万4,000円。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費1,079万2,000円の減。4目予防費1,598万2,000円。こちらにつきましては、第3回目のコロナウイルスワクチンの接種費用でございます。6目環境衛生費14万5,000円。

次のページをお開きください。

3項 1目簡易水道費61万8,000円。

○産業振興課長（越後 享君） 6款農林水産業費 1項農業費 1目農業委員会費2,285万円。

18節負担金、補助及び交付金でございます。農地中間管理機構を通して農地の集積を行ったものについての交付金です。経営転換協力金が1,125万円、外地域集積協力金として73ヘクタール、10アール当たり1万6,000円から2万2,000円分で、赤松、白須賀、通り地区の受益者に交付する分1,360万円、合計で2,285万円というふうになっています。

2目農業総務費16万3,000円。3目農業振興費761万円。

18節負担金、補助及び交付金ですけれども、下から2番目、稲作経営緊急応援事業費補助金1,500万円、今般の米価の下落を踏まえた農家支援、次期作に向けた営農維持を図る目的に交付するものです。10アール当たり3,000円、500ヘクタールを予定しています。

次のページをお願いいたします。

2項林業費1目林業総務費3万3,000円。

7款1項商工費1目商工総務費3万1,000円。3目観光費5万円。

18節負担金、補助及び交付金ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金として、10月の臨時議会に、感染症対策で抗原検査キットを配付する補助金を交付することとしましたが、9月に入りまして急激に感染者が減少したため、抗原検査の必要性が薄くなったというふうなことで、感染症予防対策として直接事業所に支援金を交付することとしたので、補助金名を変更して計上させていただいたものです。

2項1目地域活性化促進費9万6,000円。

○地域整備課長（高山和広君） 8款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費184万円。

次のページをお願いします。

3目道路新設改良費1,000円。4目橋りょう維持費742万6,000円。このうち、14節の工事請負費、猿屋敷橋橋梁長寿命化対策工事でございますけれども、こちらは防腐剤の再塗装ですとか、伸縮装置の交換を予定しておりまして、当初予算で2,100万円ほど計上しておりました。調査設計の段階で、既存の防腐剤の塗料にPCBですとか、鉛などが含有しているということがありまして、その対策費、安全管理ですとか、周辺環境に飛散を防止するための仮設費を増額計上させていただいております。

続きまして、5項下水道費1目特定環境保全公共下水道費950万2,000円。こちらは、特別会計への繰出金でございます。

○危機管理室長（佐藤克也君） 9款1項消防費5目防災無線管理費4万5,000円。

○教育課長（鳴海由紀子君） 次のページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費19万4,000円。3目スクールバス運行管理費36万5,000円の減。

2項小学校費1目学校管理費35万5,000円。

3項中学校費1目学校管理費78万3,000円。

次のページをお開きください。

4項社会教育費2目公民館費24万5,000円。3目生涯学習センター管理費14万3,000円。

○地域整備課長（高山和広君） 11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費3,000円。

2ページのほうに戻っていただきまして、本文に行きます。

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 27ページ観光費の中の、先ほどの村感染予防対策支援金なんですが、振り替えたということなんですが、具体的にもう少し中身を教えていただきたいです。直接支援するということではあるんですけども。その辺を。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源とするものでございまして、当初から、直接支援というふうな制約があります。それを踏まえて、事業者には直接現金を交付するものです。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） その場合なんですが、まだ具体的な制度設計はこれからということでしょうか。もちろん予算が通ってからという話でしょうけれども、どういうふうにするのかももう少し詳しくというふうに思ったんですが。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） これは、観光業でございます。肘折温泉関連の旅館、商店に現金交付するものです。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 9番長南正一君。

○9番（長南正一君） 19ページの12節委託料と14節工事請負費、これは交通安全関係ですけども、カーブミラーの設置をしていただいたというようなことだと思います。

だけれども、この支柱の更新工事、これも大幅に残額になっておるんですけども、やる必要もなかったのかできなかったのか。

また、それと関連して、今いろんな企業とか建設業者が社会貢献というような形で交通安全関係にも協力していただいておりますので、今年に入ってからだけでも平林のトンネルの出口ですか、こっちから見て、そこにもカーブミラーを設置していただいたと。それから、

豊牧地区においては夜間の反射材も業者から寄附があったというような話も聞いておりますので、そこら辺、社会貢献でいろんな形で貢献していただいておりますので、そこら辺の小さいことでも広報あたりで紹介していただくというようなことも必要なのかなと思っております。その点、いかがですか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 工事請負費の減額56万7,000円の内訳についてですけれども、この工事に関しては、翠明荘、白須賀地区翠明荘入りのカーブミラーの更新工事でございます。予定よりもかなり安く予算のほう頑張っていただいたので、そのかからなかった不用分を減額させていただきました。

あともう一つですけれども、議員仰せの、業者さんがいろんな寄附行為とかそういうもので反射材をトンネルの手前がどうかということは、私は若干把握しておりますけれども、詳細についてはまだ把握できておりません。その上から、業者さんがどういうことをしたかということをもう一度精査した上で、議員おっしゃるとおり広報に記載して、してもいいものであるとすれば、広報のほうにお願いして順次掲載していきたいと考えております。

以上でございます。（「なし」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

日程第13 議第102号 令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第13、議第102号令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長(加藤正美君) 議第102号令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に6,615万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,026万9,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(鈴木君徳君) 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長(長南正寿君) 補正予算書の36ページをお願いいたします。

議第102号令和3年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

令和3年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,615万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,026万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤正美

42ページをお願いいたします。

2. 歳入

1 款 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税45万円。

4 款県支出金 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金5,000万円。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金404万4,000円の減。

7 款 1 項 1 目繰越金1,975万円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費3,000万円。

2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費2,000万円。

4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金84万円の減。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分 1 目一般被保険者医療給付費分、こちらは財源内訳の変更でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項後期高齢者支援金等分 1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分、こちらにつきましても財源内訳の変更でございます。

3 項 1 目介護納付金分、こちらにつきましても財源内訳の変更でございます。

7 款 1 項基金積立金 1 目国民健康保険基金積立金750万円。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 5 目保険給付費等交付金償還金931万7,000円。 6 目その他償還金17万9,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議第 1 0 3 号 令和 3 年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第14、議第103号令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第103号令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に61万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,551万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の50ページのほうをお願いいたします。

議第103号令和3年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,551万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

56ページをお願いいたします。

2. 歳入

3款繰入金1項1目一般会計繰入金61万8,000円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1款1項水道事業経営総務費1目水道管理費61万8,000円。

このうち、17節備品購入費でございますけれども、これは給水管が漏水したときに一時的に仮止めする断水器具を購入するものでございます。

それでは、50ページに戻っていただき、本文に移ります。

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第104号 令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第15、議第104号令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第104号令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に950万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,211万2,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては「第2表 繰越明許費」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 予算書の62ページをお願いいたします。

議第104号令和3年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,211万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67条）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

65ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。

1 款公共下水道事業経営総務費 2 項公共下水道事業費、事業名が金山橋災害復旧工事に伴う下水道管添架工事。金額が650万円でございます。

こちらは、県の橋梁の災害復旧工事のほう当初は令和2年度から3年度にかけて施工する予定でございますけれども、諸事情によりまして今年度10月から来年度6月までの工期ということで施工する予定でございます。それに伴いまして、下水道管の本設工事も繰越しして施工

したいというふうに考えております。

それでは、70ページのほうをお願いします。

2. 歳入

4款繰入金1項1目一般会計繰入金950万2,000円。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出

1款1項公共下水道事業経営総務費1目下水道管理費2,000円。

2項1目公共下水道事業費950万円。

工事請負費950万円でございますけれども、先ほど申し上げました金山橋の災害復旧工事に伴う下水道管の添架工事が650万円。こちらは下水道管の本設工事と、今現在仮設管を使用しておりますけれども、その仮設管の撤去費用を計上しております。

下の、国道458号道路改良工事に伴う下水道管移設工事300万円でございますが、今現在、上竹野地区のほうで下水道管の移設工事やっておりますが、当初予定していた下水管の埋設深よりもかなり深い部分に埋設しておったものですから、そういった工事費の増加分と汚水ますの撤去工事のほう、予算として計上させていただいております。汚水ますとしましては6基分でございます。

それでは、本文に移りまして、62ページのほうをお願いします。

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木君徳君） 日程第16、議第105号令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第105号令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額に43万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,183万2,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の76ページを御覧ください。

議第105号令和3年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,183万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

82ページを御覧ください。

2. 歳入

1 款診療収入1項外来収入1目国民健康保険診療収入100万円の減。3目後期高齢者診療収入550万円の減。4目一部負担金100万円の減。5目その他の診療収入2,128万8,000円。

4 款繰入金1項1目一般会計繰入金1,335万5,000円の減。

次のページを御覧ください。

3. 歳出

1 款総務費1項施設管理費1目一般管理費43万3,000円。

17節の備品購入費について説明いたします。2件の備品の購入を計画しているものであります。まず1件目は、診察室のFF式暖房機器が故障しているため、同等品を購入することにより21万8,000円を計上しております。さらに、消火器の購入です。診療所内の6本の消火器の使用期限が切れるため、4万3,000円を追加したものであります。合計備品購入費を26万1,000

円分備品購入費として補正したものです。

76ページに戻って本文を御覧ください。

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議第106号 令和3年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第17、議第106号令和3年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第106号令和3年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額に72万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,879万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 田部井健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。田部井健康福祉課長。

○健康福祉課長（田部井英俊君） 補正予算書の88ページをお開きください。

議第106号令和3年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ4億8,879万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

94ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款保険料1 項介護保険料1 目第1 号被保険者保険料9 万1,000円。

3 款国庫支出金1 項国庫負担金1 目介護給付費負担金2 万円。

2 項国庫補助金1 目調整交付金1 万2,000円。2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1 万5,000円。3 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）6 万9,000円。

4 款1 項支払基金交付金1 目介護給付費交付金2 万7,000円。2 目地域支援事業交付金2 万1,000円。

5 款県支出金1 項県負担金1 目介護給付費負担金1 万3,000円。

2 項県補助金1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1 万円。2 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）3 万4,000円。

7 款繰入金1 項他会計繰入金1 目一般会計繰入金41万2,000円。

98ページをお開きください。

歳出でございます。

2 款保険給付費1 項介護サービス等諸費4 目居宅介護福祉用具購入費10万円。

4 款地域支援事業費3 項包括的支援事業・任意事業費1 目包括的支援事業費32万8,000円。2 目任意事業費28万円。

5 款諸支出金1 項償還金及び還付加算金2 目償還金1 万6,000円。

88ページにお戻りください。

令和3年12月9日提出

大蔵村長 加藤 正 美

以上御審議の上、御決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議会広報調査特別委員会の調査報告の件

○議長（鈴木君徳君） 日程第18、議会広報調査特別委員会の調査報告の件を議題といたします。

矢口議会広報調査特別委員長の報告を求めます。矢口 智君。

○議会広報調査特別委員長（矢口 智君） 議会広報調査特別委員会の調査終了について。

本特別委員会は、令和元年の議会だより120号から令和3年9月定例会の129号まで、議会広報発行のため、調査、取材、資料収集等を行ってきましたが、新たに議会広報常任委員会を設置することから、本特別委員会の調査目的を達成したと判断されるので、本特別委員会で調査終了を決定したことを、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（鈴木君徳君） 報告が終わったので、委員長に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議第7号 大蔵村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第19、発議第7号大蔵村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

会議規則第14条の規定により提案理由の説明を求めます。矢口 智君。

○4番（矢口 智君） 大蔵村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案について、地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年12月10日提出。

提出者、大蔵村議会議員矢口 智。

賛成者、同じく議会議員佐藤雅之。早坂民奈。齊藤光雄。

提案理由を申し上げます。

近年の社会情勢を勘案し、議会の会議運営に関して本議会委員会条例の一部を改正するため、提案するものです。

本文を朗読して提案いたします。

大蔵村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村議会委員会条例の一部を改正する条例。

大蔵村議会委員会条例（平成元年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（3）議会広報常任委員会4人

議会広報の発行に関する事項。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議の上、提案どおり御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） それでは、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を進めます。

日程第20 議会広報常任委員会委員の選任について

○議長（鈴木君徳君） 日程第20、議会広報常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会広報常任委員の選任については、委員会条例第7条第6項の規定により、議長において指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。それでは、議会広報常任委員会委員の構成を事務局職員より朗読させます。

○議会事務局長（東谷英真君） それでは、議会広報常任委員会の委員を御紹介します。

矢口 智委員。佐藤雅之委員。早坂民奈委員。斉藤光雄委員。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） ただいま事務局職員が朗読した構成に決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員の選任は事務局職員朗読のとおり決定いたしました。

これより、議会広報常任委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩いたします。

午後1時02分 休憩

午後1時03分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を進めます。

議会広報常任委員会より、委員長及び副委員長の報告をお願いします。矢口 智君。

○議会広報常任委員長（矢口 智君） 議会広報常任委員会の委員長及び副委員長の報告をいたします。

委員長は私、矢口 智。

副委員長は佐藤雅之委員です。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 以上で、議会広報常任委員会委員長及び副委員長の報告を終わります。

次に、休憩中に矢口議会広報常任委員長より、議会広報常任委員会の閉会中の継続審査の申出が提出されましたので、追加日程とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 追加議事日程と議案配付のため、暫時休憩します。

午後1時05分 休憩

午後1時06分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を進めます。

追加日程第1 議会広報常任委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（鈴木君徳君） 追加日程第1、議会広報常任委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

議会広報常任委員長より申出書の説明を求めます。矢口 智君。

○議会広報常任委員長（矢口 智君） 閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

1 調査事項

委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とするもの。

2 具体的事項

- (1) 議会広報の調査について
- (2) 議会広報の取材、資料収集について
- (3) 議会広報の編集、校正について
- (4) 議会広報の発行について

3 調査方法

閉会中、委員会を開催し、慎重に調査活動を展開し、必要に応じて他市町村の状況を視察、研修する。

4 調査期間

令和3年12月10日から令和5年4月30日まで。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） それでは、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査と決定し、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査を決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第4回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午後1時08分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員